

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和8年3月5日・6日

1. 条例案

〈令和8年2月12日上程分〉

第38号議案	島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	…	1
第39号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	…	3
第40号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例	…	6
第41号議案	島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	…	7
第42号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	…	8

2. 一般事件案

〈令和8年2月12日上程分〉

承認第1号議案	専決処分事件の報告及び承認について[関係分] 《令和7年度島根県一般会計補正予算(第9号)》	…	10
---------	---	---	----

3. 予算案

〈令和8年2月12日上程分〉

第1号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第11号)[関係分]	…	13
第3号議案	令和8年度島根県一般会計予算[関係分]	…	25
第8号議案	令和8年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計予算	…	25
第9号議案	令和8年度島根県国民健康保険特別会計予算	…	25
第10号議案	令和8年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	…	25

〈令和8年3月4日上程分〉

第53号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第12号)[関係分]	…	77
第58号議案	令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計補正予算(第3号)	…	77
第59号議案	令和7年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	…	77

4. 報告事項

- | | | | |
|--|-----------------|---|-----|
| (1) 令和8年4月健康福祉部組織改正の概要について | (健康福祉総務課) | … | 90 |
| (2) 第二次島根県再犯防止推進計画(案)について | (地域福祉課) | … | 91 |
| (3) 国民健康保険料の滞納等の状況について | (健康推進課) | … | 96 |
| (4) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について | (健康推進課) | … | 98 |
| (5) 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について | (高齢者福祉課) | … | 101 |
| (6) 訪問入浴介護事業所の人員基準欠如への対応について | (高齢者福祉課) | … | 102 |
| (7) 令和7年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果
(速報値)について | (高齢者福祉課、障がい福祉課) | … | 104 |
| (8) 島根県DV対策基本計画(第5次改定)(案)について | (青少年家庭課) | … | 109 |
| (9) 令和7年度ひきこもり等に関する実態調査結果について | (障がい福祉課) | … | 119 |

【別冊資料】

- | | |
|-----|-----------------------|
| 別冊1 | 第二次島根県再犯防止推進計画(案) |
| 別冊2 | 島根県DV対策基本計画(第5次改定)(案) |

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）の一部施行に伴い、国民健康保険法並びに関係政令が改正されることから、所要の改正を行う必要がある。

2. 条例改正の概要

子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度より医療保険者が保険料と併せて「子ども・子育て支援金」を徴収することとなった。

このため、国民健康保険事業における保険者である各市町村に割り振る納付金を算定するために必要な規定を整備する。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

なお、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、前年度においてその額を算定し、通知する必要があることから、施行日前に準備行為ができる規定を設ける。

4. 参考（1人当たり納付金）

県平均 3,666円／年（305円／月）

子ども子育て支援金制度の概要

1. 経緯

国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、こども・子育て政策の全体増と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、その財源の一部として子ども・子育て支援金制度を創設した。

2. 制度の概要

子ども・子育て支援金制度は、国が「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に負担を求めたもので、令和8年度から医療保険者が保険料等と併せて「子ども・子育て支援金」を徴収し、国に「子ども・子育て支援納付金」として納付することとされた。

「子ども・子育て支援金」は、段階的に増額となり、総額ベースで令和8年度は6千億円、令和9年度は8千億円、令和10年度は1兆円規模となる予定で、児童手当やこども誰でも通園制度などの法律で定めた子ども・子育て世帯向けの支援の拡充に充てられる。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 提案理由

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び一時保護施設（以下「乳児院等」という。）に配置される職員について、その資質向上とともに、専門性の確保を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（いわゆる「国の基準省令」）に規定する当該職員の任用要件が見直されたこと等に伴い、関係する基準条例について所要の改正を行う必要がある。

2. 条例の概要

(1) 改正内容

ア 乳児院等に配置される職員の任用要件については、その職種に応じて規定され、当該任用要件のいずれかに該当する者でなければならないとされているが、今回の改正により、下表のとおり任用要件を加えること。

職種	新たに加える任用要件
乳児院の長 母子生活支援施設の長 母子支援員 児童養護施設の長 児童指導員 児童心理治療施設の長 児童自立支援施設の長	こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
児童自立支援専門員 児童生活支援員	こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 精神保健福祉士の資格を有する者

イ 給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない施設について、母子生活支援施設を加えること。

ウ 引用条項の整理

エ その他規定の整理

(2) 改正する条例

条例の名称	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	上記(1)のアからエまで
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	上記(1)のア及びエ

3. 施行期日 公布の日

【参考】

*こども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項第1号、令和6年4月1日新設）

児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

*精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条抄）

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者

島根県手数料条例の一部を改正する条例について

1. 経緯

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2. 条例の概要

引用する条項の整理

(1) 別表 30 の項第 13 号から第 16 号まで

(改正前) 第 14 条第 7 項 (改正後) 第 14 条第 6 項

(2) 別表 30 の項第 17 号

(改正前) 第 14 条第 9 項 (改正後) 第 14 条第 8 項

(3) 別表 30 の項第 18 号

(改正前) 第 14 条第 15 項 (改正後) 第 14 条第 13 項

3. 施行期日

令和 8 年 5 月 1 日 (=医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日)

【第41号議案】

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県は、犬・猫の引取りをその所有者から求められたときは、引き取らなければならないこととされている。

県は、犬・猫の引取りに際して島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、手数料を徴収しているが、所有者が手数料を払えない場合、引き取るべき状況の犬・猫であっても引取りできないため、所要の改正を行う必要がある。

2. 条例改正の概要

知事が、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる規定の新設（第24条関係）

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

【参考】中国4県の引取り手数料に係る減免規定と実績

	鳥取県	岡山県	広島県	山口県
有無	無	有	有	有
実績（R6）	—	0件	0件	15件

※減免規定の要件

岡山県：知事が特に必要と認める場合

広島県：1 災害のその他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるとき

2 手数料を納付すべき者が国又は地方公共団体であって公益上必要であると認められるとき

3 その他公益上特に必要と認められるとき

山口県：生活保護を受けている者、公益上特に必要と認める者、その他特別の理由があると認める者

【第42号議案】

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

県は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、飲食店営業など32業種の営業許可に係る施設基準について、国が定める基準を参酌して、食品衛生法施行条例（以下、「条例」という。）で必要な基準を定めている。

国が食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を改正（施行期日：令和8年4月1日）し、飲食店営業のうち、「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」の施設基準の見直しを行ったことを踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

2. 条例改正の概要

県内における「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」に係る施設基準について、国が定める基準を参酌した結果、国が定める基準と同じ内容を次のとおり定める。

- (1) 従業者が常駐する施設において目視確認、感覚的な確認、消費者との対話等により行われている施設内の状況の把握等について、従業者が常駐しない施設においては機器の機能等により補完して行う必要があるため、以下の基準を追加する。
 - ① 施設の全体の衛生状態を確認するための監視設備を有すること。
 - ② 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
 - ③ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
 - ④ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
 - ⑤ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
 - ⑥ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡できるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。
- (2) 従業者が常駐しない施設において、必要としない又は衛生管理により対応が可能な基準（従業者の手洗設備、便所等の設置等）の見直しを行う。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

【参考】

(1) 「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」として、国の検討会において確認されたものはコーヒーマシンのみ。

(2) 中国4県の状況

	鳥取県	岡山県	広島県	山口県
施設基準	参酌基準のとおり	参酌基準のとおり	参酌基準のとおり	参酌基準のとおり

令和7年度補正予算(令和8年1月21日専決処分)
(健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,747,206	2,441,095	0	0	2,747,206	2,441,095
地域福祉課	1,163,997	971,165	0	0	1,163,997	971,165
医療政策課	12,151,186	7,524,527	0	0	12,151,186	7,524,527
健康推進課	21,554,791	20,135,096	0	0	21,554,791	20,135,096
高齢者福祉課	18,165,742	14,260,866	25,650	1,950	18,191,392	14,262,816
青少年家庭課	3,596,960	2,377,603	0	0	3,596,960	2,377,603
子ども・子育て支援課	10,387,254	9,604,824	10,125	75	10,397,379	9,604,899
障がい福祉課	11,891,309	9,380,815	12,150	1,450	11,903,459	9,382,265
薬事衛生課	1,353,332	1,103,559	0	0	1,353,332	1,103,559
健康福祉部計	83,011,777	67,799,550	47,925	3,475	83,059,702	67,803,025

■令和7年度補正予算(令和8年1月21日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		83,011,777	47,925	83,059,702	31,950	0	0	12,500	0	3,475
高齢者福祉課		18,165,742	25,650	18,191,392	17,100	0	0	6,600	0	1,950
1	社会福祉施設等災害復旧費	0	25,650	25,650	・老人福祉施設災害復旧事業					
子ども・子育て支援課		10,387,254	10,125	10,397,379	6,750	0	0	3,300	0	75
1	社会福祉施設等災害復旧費	0	10,125	10,125	・児童福祉施設等災害復旧事業					
障がい福祉課		11,891,309	12,150	11,903,459	8,100	0	0	2,600	0	1,450
1	社会福祉施設等災害復旧費	0	12,150	12,150	・障がい者福祉施設等災害復旧事業					

□繰越明許費(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和8年度への繰越額	内容	所管課
1	社会福祉施設等災害復旧費	47,925	・老人福祉施設災害復旧事業 ・児童福祉施設等災害復旧事業 ・障がい者福祉施設等災害復旧事業	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課 障がい福祉課

【令和8年1月21日専決処分（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	社会福祉施設等災害復旧事業	47,925	地震により被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援 [対象経費] 施設整備費（工事費、事務費） ※1件あたり80万円以上（認定こども園、保育所は1件あたり30万円以上） [負担割合] 国 1/2・県 1/4・設置者 1/4	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課 障がい福祉課

令和7年度2月補正予算案(初日提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,747,206	2,441,095	0	0	2,747,206	2,441,095
地域福祉課	1,163,997	971,165	2,327,963	2,327,963	3,491,960	3,299,128
医療政策課	12,151,186	7,524,527	1,135,118	659,351	13,286,304	8,183,878
健康推進課	21,554,791	20,135,096	0	0	21,554,791	20,135,096
高齢者福祉課	18,191,392	14,262,816	1,018,070	515,268	19,209,462	14,778,084
青少年家庭課	3,596,960	2,377,603	89,116	52,343	3,686,076	2,429,946
子ども・子育て支援課	10,397,379	9,604,899	366,315	303,607	10,763,694	9,908,506
障がい福祉課	11,903,459	9,382,265	842,107	707,784	12,745,566	10,090,049
薬事衛生課	1,353,332	1,103,559	41,549	41,549	1,394,881	1,145,108
健康福祉部計	83,059,702	67,803,025	5,820,238	4,607,865	88,879,940	72,410,890

■令和7年度2月補正予算案(初日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名 議案事業名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		83,059,702	5,820,238	88,879,940	1,160,773	0	0	51,600	0	4,607,865
地域福祉課		1,163,997	2,327,963	3,491,960	0	0	0	0	0	2,327,963
1	災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	12,759	11,005	23,764	・保護施設等への物価高騰対策支援事業					
2	低所得世帯緊急支援事業費	0	2,316,958	2,316,958	・低所得世帯緊急支援事業					
医療政策課		12,151,186	1,135,118	13,286,304	475,767	0	0	0	0	659,351
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	284,904	112,800	397,704	・重点医師偏在対策支援区域における勤務環境改善施設整備事業 96,800 ・市町村による医師確保対策支援モデル事業 16,000					
2	救急医療体制の整備費	525,529	77,192	602,721	・ドクターヘリ運航事業					
3	地域医療の連携推進費	903,045	945,126	1,848,171	・医療機関等への物価高騰対策支援事業 523,908 ・医療・介護等支援パッケージ事業 421,218					
高齢者福祉課		18,191,392	1,018,070	19,209,462	483,302	0	0	19,500	0	515,268
1	福祉人材確保・育成事業費	1,931,609	581,421	2,513,030	・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 13,550 ・介護テクノロジー定着支援事業 567,871					
2	介護保険制度施行支援事業費	1,164,717	397,636	1,562,353	・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業					
3	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	259,500	39,013	298,513	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
青少年家庭課		3,596,960	89,116	3,686,076	36,773	0	0	0	0	52,343
1	施設入所児童支援事業費	1,347,957	75,269	1,423,226	・児童養護施設措置事業 31,303 ・乳児院措置事業 12,960 ・児童心理治療施設措置事業 8,855 ・自立援助ホーム入所委託事業 1,445 ・わかたけ学園関係事業 5,140 ・児童福祉施設等環境改善事業(児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業等) 15,566					
2	里親委託児童支援事業費	181,499	11,936	193,435	・里親措置事業 10,645 ・里親支援センター事業 1,291					
3	子どもと家庭特定支援事業費	644,499	1,911	646,410	・児童相談所一時保護事業					
子ども・子育て支援課		10,397,379	366,315	10,763,694	62,708	0	0	0	0	303,607
1	保育所等運営支援事業費	6,228,229	331,821	6,560,050	・保育所等給付費等 269,113 ・保育士人材確保等事業 62,708					
2	地域の子育て支援事業費	1,539,854	34,494	1,574,348	・地域の子育て支援事業 11,709 ・保育所等・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業 22,785					

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
障がい福祉課		11,903,459	842,107	12,745,566	102,223	0	0	32,100	0	707,784
1	障がい者施設等整備事業費	211,116	119,331	330,447	・障がい者福祉施設等整備事業 96,401 ・障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業 22,930					
2	障がい者地域生活支援事業費	390,309	531,693	922,002	・エネルギー価格・物価高騰対策事業					
3	障がい者自立支援給付事業費	5,440,492	74,101	5,514,593	・障がい者介護給付等事業 69,264 ・補装具給付事業 4,837					
4	障がい児施設等給付費	1,511,941	116,982	1,628,923	・障がい児施設措置費 40,582 ・障がい児入所給付費 3,850 ・障がい児通所給付費 71,800 ・障がい児施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業 750					
薬事衛生課		1,353,332	41,549	1,394,881	0	0	0	0	0	41,549
1	医薬品等の安全確保事業費	113,466	41,549	155,015	・薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業					

□繰越明許費(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和8年度への繰越額	内容	所管課
1	災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	11,005	・保護施設等への物価高騰対策支援事業	地域福祉課
2	低所得世帯緊急支援事業費	2,316,958	・低所得世帯緊急支援事業	
3	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	112,800	・重点医師偏在対策支援区域における勤務環境改善施設整備事業 ・市町村による医師確保対策支援モデル事業	医療政策課
4	救急医療体制の整備費	77,192	・ドクターヘリ運航事業	
5	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	39,013	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金	高齢者福祉課
6	施設入所児童支援事業費	15,566	・児童福祉施設等環境改善事業 (児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業等)	青少年家庭課
7	地域の子育て支援事業費	34,494	・地域の子育て支援事業 ・保育所等・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業	子ども・子育て支援事業
8	障がい者施設等整備事業費	119,331	・障がい者福祉施設等整備事業 ・障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業	障がい福祉課
9	障がい者地域生活支援事業費	531,693	・エネルギー価格・物価高騰対策事業	
10	障がい児施設等給付費	750	・障がい児施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業	

[変更分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和8年度への繰越額			内容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額		
1	地域医療の連携推進費	305,261	945,126	1,250,387	・医療機関等への物価高騰対策支援事業 ・医療・介護等支援パッケージ事業	医療政策課
2	福祉人材確保・育成事業費	1,538,250	581,421	2,119,671	・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ・介護テクノロジー定着支援事業	高齢者福祉課
3	介護保険制度施行支援事業費	591,361	397,636	988,997	・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業	
4	医薬品等の安全確保事業費	68,812	41,549	110,361	・薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業	薬事衛生課

【2月補正（初日提案分）（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

1. エネルギー価格・物価高騰対策

（単位：千円）

No.	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する光熱費緊急支援事業	804,408	<p>エネルギー価格高騰の影響を受ける中、県内の医療機関、介護施設、障がい福祉サービス施設、保育施設、公衆浴場等に対して応援金（光熱費）を支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">対象施設</th> <th style="width: 55%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医療機関等</td> <td>病院、診療所、 歯科診療所、 助産所、薬局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・有床診療所11.2万円／施設 （このほか、1病床あたり2.3万円や救急機能による加算あり） ・無床診療所・歯科診療所：11.2万円／施設 ・助産所、薬局：5.6万円／施設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護施設</td> <td>高齢者福祉施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい福祉サービス施設</td> <td>障がい福祉施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育施設等</td> <td>保育所、幼稚園、 認定こども園、 認可外保育施設、 放課後児童クラブ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">その他</td> <td>児童養護施設、 救護施設等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～50.4万円／施設 ・通所系：5.6万円／施設 </td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・16.8万円／施設 </td> </tr> <tr> <td>施術所、歯科技工所、里親等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 （里親は1.2万円／児童） </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 市町村立（公設民営を含む）施設は支給対象外</p>	区分	対象施設	支給額	医療機関等	病院、診療所、 歯科診療所、 助産所、薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・有床診療所11.2万円／施設 （このほか、1病床あたり2.3万円や救急機能による加算あり） ・無床診療所・歯科診療所：11.2万円／施設 ・助産所、薬局：5.6万円／施設 	介護施設	高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 	障がい福祉サービス施設	障がい福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 	保育施設等	保育所、幼稚園、 認定こども園、 認可外保育施設、 放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 	その他	児童養護施設、 救護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～50.4万円／施設 ・通所系：5.6万円／施設 	公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・16.8万円／施設 	施術所、歯科技工所、里親等	<ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 （里親は1.2万円／児童） 	<p>地域福祉課 医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課 子ども・子育て支援課 障がい福祉課 薬事衛生課</p>
区分	対象施設	支給額																								
医療機関等	病院、診療所、 歯科診療所、 助産所、薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・有床診療所11.2万円／施設 （このほか、1病床あたり2.3万円や救急機能による加算あり） ・無床診療所・歯科診療所：11.2万円／施設 ・助産所、薬局：5.6万円／施設 																								
介護施設	高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 																								
障がい福祉サービス施設	障がい福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～67.2万円／施設 ・通所・訪問系：5.6万円／施設 																								
保育施設等	保育所、幼稚園、 認定こども園、 認可外保育施設、 放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 																								
その他	児童養護施設、 救護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・入所系：11.2～50.4万円／施設 ・通所系：5.6万円／施設 																								
	公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・16.8万円／施設 																								
	施術所、歯科技工所、里親等	<ul style="list-style-type: none"> ・5.6万円／施設 （里親は1.2万円／児童） 																								

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課															
2	医療機関及び社会福祉施設等に対する食材料費緊急支援事業	221,890	<p>食材価格高騰の影響を受けている県内の医療機関、高齢者福祉施設、障がい福祉施設等に対して、応援金（食材料費）を支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象施設</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関</td> <td>病院、有床診療所</td> <td>1 病床当たり 14,400円</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉施設</td> <td>入所施設（グループホーム、特定施設を含む）、短期入所施設、多機能型施設（宿泊サービス分に限る）</td> <td rowspan="4">定員 1 人当たり 18,000円</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉施設</td> <td>入所施設</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等</td> <td>入所施設、里親</td> </tr> <tr> <td>救護施設</td> <td>入所施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市町村立（公設民営を含む）施設は支給対象外 ※ 令和7年度11月補正予算「介護施設等に対するサービス継続支援事業」対象施設は支給対象外</p>	区分	対象施設	支給額	医療機関	病院、有床診療所	1 病床当たり 14,400円	高齢者福祉施設	入所施設（グループホーム、特定施設を含む）、短期入所施設、多機能型施設（宿泊サービス分に限る）	定員 1 人当たり 18,000円	障がい福祉施設	入所施設	児童養護施設等	入所施設、里親	救護施設	入所施設	地域福祉課 医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課 障がい福祉課
区分	対象施設	支給額																	
医療機関	病院、有床診療所	1 病床当たり 14,400円																	
高齢者福祉施設	入所施設（グループホーム、特定施設を含む）、短期入所施設、多機能型施設（宿泊サービス分に限る）	定員 1 人当たり 18,000円																	
障がい福祉施設	入所施設																		
児童養護施設等	入所施設、里親																		
救護施設	入所施設																		

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課										
3	障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	321,444	<p>物価上昇への対応について国経済対策「医療・介護等支援パッケージ」で措置されていない県内の障がい福祉サービス事業所等を対象に、必要な障がい福祉サービスを円滑に継続できるよう、設備・備品の購入費用等のための補助金を交付</p> <p>[助成対象経費]</p> <p>①訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費 ②衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品 等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問系 (延べ訪問回数に応じ区分)</td> <td>1事業所当たり 30～50万円</td> </tr> <tr> <td>通所系 (延べ利用者数に応じ区分)</td> <td>1事業所当たり 20～40万円</td> </tr> <tr> <td>施設系 (障害者支援施設、障害児入所施設)</td> <td>定員1人当たり 6千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の障がい福祉サービス事業所・施設等</td> <td>1事業所当たり 20万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	助成上限額	訪問系 (延べ訪問回数に応じ区分)	1事業所当たり 30～50万円	通所系 (延べ利用者数に応じ区分)	1事業所当たり 20～40万円	施設系 (障害者支援施設、障害児入所施設)	定員1人当たり 6千円	上記以外の障がい福祉サービス事業所・施設等	1事業所当たり 20万円	障がい福祉課
対象施設	助成上限額													
訪問系 (延べ訪問回数に応じ区分)	1事業所当たり 30～50万円													
通所系 (延べ利用者数に応じ区分)	1事業所当たり 20～40万円													
施設系 (障害者支援施設、障害児入所施設)	定員1人当たり 6千円													
上記以外の障がい福祉サービス事業所・施設等	1事業所当たり 20万円													
4	高齢者・障がい福祉施設等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	196,400	<p>エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、<u>助成上限額を引き上げた上で、既に支援を活用した社会福祉法人等も含め、改めて支援を実施</u></p> <p>[助成率] 1/2 [助成額] 20～200万円 → 20～300万円</p>	地域福祉課 高齢者福祉課 青少年家庭課 障がい福祉課										

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
5	エネルギー価格・物価高騰に伴う低所得世帯緊急支援事業	2,316,958	エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担を軽減するため支援金を支給 [対象] 住民税非課税世帯(約71,000世帯) [実施主体] 市町村(市町村に対する補助制度) [助成上限額] ①支援金助成 1世帯当たり 3万円 ②事務費助成 1世帯当たり 2.5千円	地域福祉課

2. その他

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
6	重点医師偏在対策支援区域における勤務環境改善施設整備事業	96,800	重点医師偏在対策支援区域において勤務・生活環境の改善に取り組む医療機関を支援 [負担割合] 国 2/3・県 1/3	医療政策課
7	生産性向上に対する支援事業	160,000	業務効率化や職場環境改善などの生産性向上の取組を進める病院に対し、ICT機器の導入等を支援 [助成対象者] 病院 [助成率] 4/5 [助成上限額] 8,000 万円 [負担割合] 国 2/3・県 1/3	医療政策課
8	施設整備促進支援事業	152,052	経済状況の変化により、施設整備等が困難となっている医療機関に対し、施設整備を進めるために必要な経費を支援 [助成対象者] 物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難な医療機関 [助成額] (市場価格－補助事業単価) × 国負担分相当 [負担割合] 国 10/10	医療政策課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
9	産科・小児科医療機関等に対する支援事業	109,166	<p>出生数・患者数の減少等を踏まえ産科・小児科を支援</p> <p>1 分娩取扱施設支援事業 分娩数が減少している分娩取扱施設に対し、一定規模の分娩の取扱いを継続するための費用を支援 [助成基準額] 580万円～1,740万円 [助成率] 1/2 [負担割合] 国 10/10</p> <p>2 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設） 分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する分娩取扱施設に対し、分娩の取扱いを継続するための費用を支援 [助成基準額] 最大 1,124.6万円 [助成率] 10/10 [負担割合] 国 1/2・県 1/2</p> <p>3 小児医療施設支援事業 休日夜間の入院を要する小児救急患者を受け入れるなど、地域に不可欠な小児医療の拠点となる機能を持つ病院に対して、体制整備に係る費用を支援 [助成基準額] 21.04万円～105.2万円/病床数 [助成率] 1/2 [負担割合] 国 10/10</p>	医療政策課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
10	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	13,550	地域における訪問介護等サービスの提供体制を確保するための取組を支援 ①訪問介護等事業所の人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を支援 [負担割合] 国 2/3・県 1/3 (一部国 3/4・県 1/4) ②通所介護事業所等に訪問介護機能を追加するための初期費用や導入後一定期間の費用を支援 [負担割合] 国 3/4・県 1/4 ③柔軟な人員配置が可能となるサテライト事業所の設置に係る初期費用や設置後一定期間の費用を支援 [負担割合] 国 3/4・県 1/4	高齢者福祉課
11	介護テクノロジー定着支援事業	567,871	介護現場の業務効率化のため、介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費を支援 [負担割合] 国 64/100・県 16/100・事業者 20/100	高齢者福祉課
12	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業	39,013	介護施設等における防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の整備等と一体的に行う大規模修繕等を支援 [負担割合] 国 1/3・県 1/3・事業者 1/3	高齢者福祉課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
13	放課後児童クラブの整備促進	制度拡充	放課後児童クラブの整備を促進するため、国の令和7年度補正予算による支援の拡充を踏まえ、放課後児童クラブ整備に伴う市町村及び社会福祉法人等の負担を軽減 [負担割合] ・市町村による整備 国 5/6・県 1/8・市町村 1/24 ・社会福祉法人等による整備 国 5/8・県 13/48・市町村 1/16・法人等 1/24 ※国の令和7年度補正予算分で採択された事業に限る	子ども・子育て支援課
14	障がい者施設等整備事業	119,331	障がい福祉施設の施設整備費用やICT機器等の導入に係る経費を支援 ①障がい者の自立した地域生活実現のため、住まいの場としてのグループホームや日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援 [箇所数] 4か所 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4 ②障がい福祉サービス事業所等における業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT機器や介護ロボット等の導入に係る経費を支援 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4	障がい福祉課

令和8年度当初予算案

(健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	R8年度当初予算額		R7年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,832,398	2,487,582	2,718,427	2,412,316	113,971	75,266	4.2	3.1
地域福祉課	1,146,185	965,633	1,144,016	951,184	2,169	14,449	0.2	1.5
医療政策課	11,277,834	7,310,551	11,549,634	7,431,789	▲ 271,800	▲ 121,238	▲ 2.4	▲ 1.6
健康推進課	21,957,521	20,536,680	21,438,044	20,022,674	519,477	514,006	2.4	2.6
高齢者福祉課	14,930,103	13,738,805	15,612,131	14,054,108	▲ 682,028	▲ 315,303	▲ 4.4	▲ 2.2
青少年家庭課	4,863,295	2,454,888	3,420,720	2,201,363	1,442,575	253,525	42.2	11.5
子ども・子育て支援課	10,408,340	9,846,665	10,148,051	9,600,219	260,289	246,446	2.6	2.6
障がい福祉課	11,911,964	9,833,894	11,450,201	9,330,307	461,763	503,587	4.0	5.4
薬事衛生課	908,697	710,272	1,294,156	1,113,195	▲ 385,459	▲ 402,923	▲ 29.8	▲ 36.2
健康福祉部計	80,236,337	67,884,970	78,775,380	67,117,155	1,460,957	767,815	1.9	1.1

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	R8年度当初予算額		R7年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	283,761	0	285,907	0	▲ 2,146	0	▲ 0.8	0.0
島根県国民健康保険特別会計	60,086,094	0	61,061,070	0	▲ 974,976	0	▲ 1.6	0.0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	430,933	0	389,109	0	41,824	0	10.7	0.0

■令和8年度当初予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

部 課 名	議 案 事 業 名	R8年度 当初	R7年度 当初	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		80,236,337	78,775,380	1,460,957	7,605,155	9,499	142,950	1,321,500	3,272,263	67,884,970
健康福祉総務課		2,832,398	2,718,427	113,971	31,099	0	20,180	7,200	286,337	2,487,582
1	健康福祉事務集中処理事業費	10,866	10,671	195	・健康福祉事務集中処理事業費					
2	保健環境科学研究所管理運営費	88,960	83,627	5,333	・施設等維持管理費 51,784 ・調査研究費 13,549 ・施設設備整備費(備品整備費) 17,043					
3	保健所管理運営費	287,401	254,471	32,930	・施設等維持管理費 13,864 ・施設設備整備費 4,043 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 269,494					
4	総合福祉センター維持管理運営事業費	268,275	249,986	18,289	・いきいきプラザ島根(指定管理料等) 140,064 ・いわみーる(指定管理料等) 128,211					
5	保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	27,242	29,744	▲ 2,502	・国民生活基礎調査 7,996 ・統計情報提供事業 18,461					
6	医務諸費	53,966	49,118	4,848						
7	保健所諸費	15,606	15,606	0						
8	一般職給与費	2,080,082	2,025,204	54,878	・一般職員 256人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
地域福祉課		1,146,185	1,144,016	2,169	158,827	0	0	17,400	4,325	965,633
1	福祉・介護人材確保対策事業費	423,398	407,240	16,158	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業 410,083 ・福祉人材センターの運営事業 13,315					
2	地域福祉セーフティネット推進事業費	21,288	20,819	469	・ボランティアセンター事業 5,666 ・地域福祉トータルケア推進事業 9,369 ・しまね流福祉のまちづくり推進事業 3,416 ・福祉教育推進事業 2,837					
3	福祉サービス改善支援事業費	20,439	20,851	▲ 412	・福祉施設経営の指導事業 12,394 ・社会福祉法人経営労務管理改善支援事業 6,000 ・福祉サービスにおける第三者評価事業 2,045					
4	福祉サービス利用支援事業費	95,314	94,781	533	・福祉サービス利用援助事業 85,333 ・福祉サービスに関する苦情解決事業 9,981					
5	自立支援事業費	27,293	34,474	▲ 7,181	・生活福祉資金貸付事業					
6	民生委員活動推進事業費	130,983	132,648	▲ 1,665	・法定単位民生児童委員協議会活動費補助金 16,564 ・民生委員活動費 108,468 ・民生委員研修 5,951					
7	社会福祉施設等の整備促進事業費	10,233	23,382	▲ 13,149	・社会福祉施設等借入金に対する元利補給金の交付事業					
8	社会福祉事業指導費	2,999	3,082	▲ 83	・県社会福祉審議会経費					
9	社会福祉法人指導事業費	13,495	9,625	3,870	・社会福祉法人等に対する指導監査及び関連事業					
10	行旅病人等への支援事業費	524	381	143	・行旅病人等への費用弁償経費					
11	生活保護費の給付事業費	75,594	77,735	▲ 2,141	・生活保護費の給付 66,486 ・生活保護決定・実施事業 5,963 ・生活保護法施行事務監査等事業 3,145					
12	被災者への支援事業費	26,795	26,650	145	・災害援護資金貸付金事業					
13	生活困窮者支援体制整備事業費	41,236	41,180	56	・生活困窮者支援体制推進事業 1,622 ・子どものセーフティネット推進費 106 ・SNSによる支援体制構築事業 1,110 ・子どもの居場所創出等支援事業 9,709 ・生活困窮者への支援体制強化事業 11,186 ・子ども食堂緊急支援事業 14,294 ・生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業 3,209					
14	重層的支援体制整備事業費	38,284	36,529	1,755	・都道府県後方支援事業 1,177 ・重層的支援体制整備事業 37,107					
15	災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	9,813	12,759	▲ 2,946	・災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業					
16	再犯防止等推進事業費	33,457	32,484	973	・再犯防止推進事業 1,561 ・地域生活定着支援事業 31,896					
17	知事感謝状贈呈事業費	220	220	0	・知事感謝状贈呈事業					
18	社会福祉諸費	3,442	3,442	0						
19	一般職給与費	171,378	165,734	5,644	・一般職員 23人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事 項	期 間	限度額	内 容	所管課
1	生活福祉資金利子補給金	令和9年度～令和16年度	134	令和8年度内に災害が発生した場合の生活福祉資金の利子補給金	地域福祉課
2	災害援護資金利子補給金	令和9年度～令和18年度	1,962	令和8年度内に災害が発生した場合の災害援護資金の利子補給金	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
医療政策課		11,277,834	11,549,634	▲ 271,800	1,967,444	0	24,990	5,400	1,969,449	7,310,551
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	667,802	642,075	25,727	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療奨学金貸与事業 273,954 ・地域医療支援センター運営事業 96,166 ・医師養成推進事業(島根大学医学部寄附講座の設置、研修医研修支援資金等) 151,518 ・地域医療振興推進事業 120,844 ・小児救急電話相談(#8000)事業 11,936 ・周産期医療体制構築事業 10,767 					
2	看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	309,489	242,351	67,138	<ul style="list-style-type: none"> ・県内進学促進事業(看護師等養成所運営費補助、教員継続研修等) 108,177 ・看護職員の確保・定着事業(病院内保育所運営費補助、ナースセンター事業、認定看護師養成事業、看護職員等確保計画推進事業等) 201,312 					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	178,997	157,726	21,271	<ul style="list-style-type: none"> ・県内医療従事者確保事業 14,681 ・医療従事者の勤務環境改善支援事業 164,316 					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	158,388	163,137	▲ 4,749	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進事業 2,435 ・市町村支援事業 50,475 ・病院体制整備事業 3,000 ・訪問診療等設備整備事業 45,000 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 31,159 ・医療介護情報連携モデル事業 24,500 					
5	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	621,060	851,197	▲ 230,137	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね型医療提供体制構築事業 321,566 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 208,294 ・病床機能再編支援事業 91,200 					
6	医療介護総合確保促進交付金事業費	1,187,467	1,168,005	19,462	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3、一部国10/10) 1,182,766 ・基金運用収益繰入 4,701 					
7	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	482,500	284,500	198,000	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 12,281 ・地域勤務医師支援事業 24,932 ・地域医療支援事業 13,253 ・地域医療奨学金貸与事業 16,089 ・自治医科大学運営費負担金 157,093 ・周産期医療体制構築事業 68,430 ・重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 190,422 					
8	看護師等確保対策事業費	73,951	71,192	2,759	<ul style="list-style-type: none"> ・島根「ふるさと」看護奨学金貸与 30,000 ・病院内保育所運営費補助 5,402 ・ナースセンター事業 10,525 ・助産師活用推進事業 2,708 ・特定行為研修体制整備事業 18,928 					
9	県立高等看護学院運営事業費	328,377	349,397	▲ 21,020	<ul style="list-style-type: none"> ・石見高等看護学院運営費 218,441 ・松江高等看護学院運営費 109,936 					
10	保健医療計画の策定費	10,377	6,980	3,397	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療対策会議等会議開催経費 					
11	医療従事者確保事業費	27,043	27,043	0	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県歯科技術専門学校運営費補助 					
12	医療機関の機能充実費	726,140	920,247	▲ 194,107	<ul style="list-style-type: none"> ・邑智病院施設整備費元利補給金 14,268 ・益田赤十字病院建替整備元利補給金 55,611 ・公立病院施設整備支援交付金 52,720 ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 22,400 ・医療機関の施設・設備整備 273,158 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 252,983 ・中山間地域における地域医療拠点病院設備整備支援事業 55,000 					
13	離島医療の充実のための事業費	242,245	291,619	▲ 49,374	<ul style="list-style-type: none"> ・隠岐広域連合の本部管理費の負担 19,735 ・隠岐病院建替整備事業負担金 26,148 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 196,362 					

(単位:千円)

議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
14 県西部地域の医療を充実させる事業費	816	566	250	・西部医療提供体制検討会経費					
15 へき地等の医療機関を支援する事業費	148,634	148,634	0	・へき地診療所運営費補助 99,000 ・へき地医療拠点病院運営費補助 49,634					
16 救急医療体制の整備費	577,413	525,529	51,884	・救命救急センター補助事業 51,438 ・ドクターヘリ運航事業 495,837 ・地域小児救命救急センター運営事業 26,209 ・ドクターヘリ格納庫整備事業 3,604					
17 原子力災害時の医療体制整備費	74,164	59,986	14,178	・原子力災害医療関係機関連絡会議 285 ・原子力災害医療活動用資機材整備 32,753 ・安定ヨウ素剤事前配布経費 41,126					
18 風水害震災時の医療体制整備費	14,934	15,600	▲ 666	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援、衛星電話使用料等) 12,532 ・災害拠点病院等活動支援事業 2,402					
19 地域医療の連携推進費	31,863	417,208	▲ 385,345	・医療連携体制推進事業(会議経費等) 895 ・寝たきり老人等歯科診療推進費 1,000 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 29,968					
20 移植医療の推進費	21,408	20,527	881	・県移植コーディネーター設置 7,731 ・移植医療普及啓発委託費 13,405					
21 医療法関係業務費	9,841	8,950	891	・医療安全支援センター事業 5,167 ・医療施設管理システム運営費 2,584					
22 試験事務費	838	2,809	▲ 1,971	・准看護師試験事務					
23 県立病院管理事業費	5,043,249	4,873,522	169,727	・県立病院一般会計繰出金 4,815,098 ・地域勤務医師支援 212,796 ・県立こころの医療センター(若松分校)管理運営、旧湖陵病院跡地管理 15,355					
24 医療従事者の免許・資格事務費	908	0	908	・看護職員業務従事者届					
25 島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	820	720	100	・あさひ診療所特別会計繰出金					
26 外国人患者に対する医療提供体制整備費	1,318	1,342	▲ 24	・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業					
27 死因究明等推進基本法関係業務費	254	253	1	・死因究明等推進事業					
28 医務諸費	11,160	11,150	10						
29 一般職給与費	326,378	287,369	39,009	・一般職員 32人					

□債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額	内容	所管課
1 医学生地域医療奨学金貸付金(地域枠等)	令和9年度～令和13年度	277,728	県内のへき地医療に従事しようとする、島根大学・鳥取大学の入学生等への奨学金貸付金	医療政策課
2 医学生地域医療奨学金貸付金(自治医科大)	令和9年度～令和13年度	9,000	自治医科大学医学生への奨学金貸付金	
3 島根大学医学部寄附講座設置事業費	令和9年度～令和12年度	160,000	島根大学医学部への寄附講座設置事業	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		21,957,521	21,438,044	519,477	1,406,085	0	916	0	13,840	20,536,680
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	14,100	12,200	1,900	産前・産後訪問サポート事業 4,100 産婦健康診査支援事業 10,000					
2	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	14,364	17,195	▲ 2,831	健康寿命延伸強化事業 4,752 健康な食環境づくり事業 2,922 働き盛り世代の健康づくり強化事業 3,501					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	1,454	1,414	40	歯科医療従事者確保対策事業					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	4,014	3,712	302	在宅緩和ケア推進事業 452 在宅歯科医療連携室整備事業 1,823 在宅歯科医療推進対策事業 1,739					
5	しまねがん対策強化事業費	78,166	76,507	1,659	がん検診充実事業 3,483 安心しまねのがん医療実現事業 37,400 緩和ケア提供体制強化事業 1,377 患者家族支援事業 12,655 がん教育事業 11,393 計画推進事業(全国がん登録事業含) 11,858					
6	生活習慣病予防対策事業費	44,870	43,614	1,256	健康増進事業 34,597 たばこ対策推進事業 1,682 循環器病対策推進事業 6,837					
7	後期高齢者医療支援事業費	13,112,881	12,464,048	648,833	医療給付費県費負担金 10,008,166 基盤安定負担金 保険料軽減分 2,239,375 高額医療費県費負担金 861,185					
8	国民健康保険支援事業費	5,052,597	5,211,666	▲ 159,069	基盤安定等負担金 保険料軽減分 1,535,578 基盤安定等負担金 保険者支援分 318,013 基盤安定等負担金 未就学児均等割分 5,000 基盤安定等負担金 産前産後保険料分 2,500 財政健全化対策交付金 131,388 国民健康保険特別会計繰出金 3,055,642					
9	親と子の医療費助成事業費	1,152,658	1,159,277	▲ 6,619	乳幼児等医療費助成事業 513,093 先天性代謝異常等検査 18,788 未熟児養育医療費給付費 9,570 子ども医療費助成事業 600,000					
10	不妊治療支援事業費	27,883	28,117	▲ 234	不妊治療費助成事業 11,510 男性不妊検査費助成事業 3,648 不育症検査費助成事業 60 がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 4,126 不妊対策事業 8,539					
11	特定医療費等助成事業費	1,610,274	1,551,576	58,698	特定医療費支給事業 1,597,284 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 6,492					
12	小児慢性特定疾患対策事業費	101,896	99,827	2,069	小児慢性特定疾病医療支援事業 101,225					
13	難病相談・支援事業費	33,708	32,116	1,592	難病相談・支援センター事業 15,493 難病医療提供体制整備事業 6,157 在宅難病患者入院一時支援事業 8,698					
14	肝炎医療費助成事業費	89,102	89,955	▲ 853	肝炎医療費助成事業 74,202 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 14,900					
15	原爆被爆者対策事業費	248,528	280,576	▲ 32,048	被爆者助成事業 241,206 被爆者健康診断事業 6,666					
16	ハンセン病療養所入所者等支援事業費	2,530	2,533	▲ 3	家族生活援護事業 603 普及啓発事業 1,917					
17	健康長寿しまね推進事業費	8,567	7,632	935	健康長寿しまね推進事業 6,262 圏域計画推進事業 2,205 健康長寿しまねの評価 100					

(単位:千円)

議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
18 食育推進基盤整備事業費	11,136	10,224	912	・食育サポーター等育成事業 823 ・食育推進啓発事業 562 ・国民健康栄養調査 3,224 ・健康な食推進事業 1,923 ・調理師免許システム開発・運用経費 2,680					
19 母と子の健康支援事業費	5,241	8,491	▲ 3,250	・母子保健推進事業 1,920 ・妊娠・出産包括支援事業 572 ・旧優生保護法補償金等支給法事務 964 ・思春期等相談事業 268 ・出産・子育て応援交付金事業 825					
20 お産あんしんネットワーク事業費	97,732	97,237	495	・周産期医療ネットワーク構築事業 94,941 ・妊産婦等への交通費等支援事業 1,950					
21 80歳20本の歯推進事業費	5,238	7,375	▲ 2,137	・歯科保健推進事業 2,054 ・口腔機能維持管理研修 776					
22 アレルギー対策推進事業費	465	457	8	・アレルギー対策推進事業					
23 保険医療機関等指導事業費	8,350	7,923	427	・保険医療機関指導事業					
24 医療費適正化計画対策費	1,710	1,700	10	・医療費適正化計画対策費					
25 地域保健関係職員研修事業費	8,957	8,919	38	・キャリアアップ研修 2,188 ・相談記録システム開発・運用経費 5,888					
26 公衆衛生諸費	8,299	8,299	0						
27 一般職給与費	212,801	205,454	7,347	・一般職員 26人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課		14,930,103	15,612,131	▲ 682,028	305,982	0	7,852	147,700	729,764	13,738,805
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	206,350	253,742	▲ 47,392	・外国人介護人材支援事業 21,618 ・キャリアアップ研修支援事業 35,316 ・理解促進事業 32,700 ・新任介護職員定着支援事業 6,000 ・介護福祉士資格取得促進事業 2,500 ・潜在介護福祉士の再就職促進事業 24,459 ・認知症ケア人材育成研修事業 8,269 ・地域包括ケアシステム人材育成・資質向上事業 7,761 ・権利擁護人材育成事業 27,564 ・認証評価制度実施事業 715 ・介護助手等普及推進事業 2,000 ・エルダー・メンター制度導入支援事業 2,678 ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業 5,458 ・介護人材確保促進事業 7,964 ・介護生産性向上推進総合事業 14,634 ・インターンシップモデル事業 5,420 ・介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 580					
2	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	178,212	154,535	23,677	・介護施設等整備事業					
3	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	258,706	397,488	▲ 138,782	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)					
4	医療介護総合確保促進交付金事業費	202,626	201,533	1,093	・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3)					
5	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	70,838	13,996	56,842	・訪問看護推進事業 17,367 ・訪問看護師確保対策事業 41,369 ・訪問看護ステーション出向研修事業 12,102					
6	福祉人材確保・育成事業費	24,873	4,151	20,722	・福祉・介護人材確保定着促進事業 4,873 ・外国人介護人材受入支援事業 20,000					
7	介護保険制度施行支援事業費	143,301	573,221	▲ 429,920	・老人福祉施設整備事業 111,750 ・老人保健施設整備資金借入金利子補給 1,949 ・指定事業者指定・管理事業 22,414					
8	介護保険制度運営支援事業費	12,182,218	12,184,546	▲ 2,328	・介護給付費負担金事業 12,001,147 ・第1号保険料軽減事業 176,130					
9	保険者機能強化推進事業費	27,841	26,556	1,285	・現状分析等支援事業 5,251 ・介護給付適正化推進特別事業 5,694 ・介護予防等支援事業 12,442					
10	地域包括ケア推進事業費	8,200	8,200	0	・市町村支援事業					
11	高齢者介護予防推進事業費	761,520	744,083	17,437	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)					
12	介護保険低所得者利用負担対策事業費	11,564	15,179	▲ 3,615	・社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業 11,513					
13	介護サービス適正実施指導事業費	7,606	3,713	3,893	・介護サービス情報の公表事業					
14	新たな共助の仕組みづくり推進事業費	89,236	86,357	2,879	・くにびき学園運営事業 36,062 ・健康福祉祭運営事業 12,747 ・市町村老人クラブ連合会助成事業 25,098 ・県老人クラブ等活動推進事業 13,901					
15	生涯現役社会づくり推進事業費	5,372	13,872	▲ 8,500	・長寿者等顕彰事業 752					
16	軽費老人ホーム運営事業費	305,127	312,866	▲ 7,739	・軽費老人ホーム利用料支援等補助					
17	認知症施策推進事業費	84,447	81,264	3,183	・認知症地域連携体制構築等推進事業 36,561 ・介護従事者向け認知症研修事業 46,365					
18	ケアマネジャー総合支援事業費	6,334	5,871	463	・介護支援専門員実務研修受講試験運営事業 4,570					

(単位:千円)

	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳				
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他
19	旧軍人及び未帰還者等援護事業費	28,282	29,463	▲ 1,181	・恩給等調査推進事業 18,915 ・県遺族連合会助成 2,792 ・戦没者遺族援護事業 6,508				
20	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	108,000	259,500	▲ 151,500	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金				
21	療養病床再編推進事業費	0	14,238	▲ 14,238	・療養病床転換等支援事業				
22	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費	457	239	218	・基金運用収益繰入				
23	介護職員処遇改善事業費	3,500	6,951	▲ 3,451	・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業				
24	社会福祉諸費	3,602	3,602	0					
25	一般職給与費	211,891	216,965	▲ 5,074	・一般職員 28人				

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	福祉・介護人材確保対策事業費	令和9年度～令和10年度	164,562	介護福祉士等修学資金貸付金	高齢者福祉課
2	介護保険制度施行支援事業費	令和9年度	156,450	老人福祉施設整備	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		4,863,295	3,420,720	1,442,575	1,296,728	7,695	0	1,096,400	7,584	2,454,888
1	女性相談事業費	80,499	75,668	4,831	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員による相談 43,998 ・女性相談センター管理費 22,063 ・女性のつながりサポート相談事業 5,000 ・理解を促すための普及啓発 1,285 ・性暴力被害者支援センター事業 4,072 					
2	DV被害者等保護事業費	41,477	38,952	2,525	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護事業 5,107 ・DV被害者等自立支援事業 1,564 ・一時保護所運営費 34,806 					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	119,081	95,050	24,031	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営費 67,936 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 12,656 ・ヤングケアラー支援体制強化事業 1,650 ・子どもと家庭電話相談 6,799 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 19,227 					
4	施設入所児童支援事業費	1,632,460	1,344,041	288,419	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等入所児童自立支援事業 3,687 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 1,159 ・乳児院措置事業 329,424 ・自立援助ホーム入所委託事業 41,245 ・わかたけ学園関係事業 127,396 ・児童福祉施設等環境改善事業 2,190 ・児童養護施設措置事業 710,166 ・児童心理治療施設措置事業 191,759 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 15,460 ・児童養護施設整備事業 194,500 					
5	里親委託児童支援事業費	194,508	181,499	13,009	<ul style="list-style-type: none"> ・里親措置事業 151,896 ・里親支援事業 2,216 ・里親支援センター事業 39,331 ・里親育成事業 1,065 					
6	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	621	0	621	基金運用収益繰入					
7	子どもと家庭特定支援事業費	1,661,600	632,140	1,029,460	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所一時保護事業 312,770 ・中央児童相談所体育館および本館LED化事業 25,610 ・出雲児童相談所移転・新築事業 1,323,220 					
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	1,641	1,028	613	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業					
9	母子家庭等経済支援事業費	23,727	15,468	8,259	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金					
10	母子家庭等自立支援事業費	17,945	16,910	1,035	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子福祉センター運営事業 9,801 ・母子寡婦父子実態調査 1,000 ・ひとり親家庭学習支援(市町村補助) 6,945 					
11	困難を有する子ども・若者支援事業費	16,775	16,557	218	困難を有する子ども・若者支援事業					
12	青少年を健やかに育む意識向上事業費	6,354	6,314	40	県民運動推進事業					
13	児童総務諸費	29,772	29,772	0						
14	一般職給与費	1,036,835	967,321	69,514	一般職員 134人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	R8年度当初	R7年度当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,408,340	10,148,051	260,289	529,588	0	1,362	18,600	12,125	9,846,665
1	結婚支援事業費	205,475	187,351	18,124	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 108,454 ・結婚支援情報発信・出会いの場創出事業 5,724 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 11,800 ・結婚コンシェルジュ事業 4,304 ・しまね縁結びサポート企業等支援強化事業 2,450 ・地域少子化対策重点推進交付金事業 54,139 ・未来デザイン事業 16,668					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	161,336	185,582	▲ 24,246	・しまね結婚・子育て市町村交付金 150,000 ・子育て情報発信事業 6,757					
3	みんなで子育て応援事業費(こっこ事業)	78,252	18,973	59,279	・しまね子育て応援パスポート事業 67,776 ・みんなで子育て応援隊育成事業 1,695 ・ことのは表彰 4,646					
4	子育てに関する経済負担対応事業費	1,595,574	1,592,564	3,010	・第1子・第2子保育料軽減事業 195,818 ・第3子以降保育料軽減事業 135,129 ・児童手当交付事業 1,228,661 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 35,966					
5	保育所等運営支援事業費	6,435,442	6,227,758	207,684	・保育所等給付費等 5,841,993 ・保育士人材確保等事業 73,895 ・保育対策総合推進事業 388,590 ・幼児教育総合推進事業 4,849 ・保育所等の指導 17,152 ・小規模民間保育所運営対策事業 74,813 ・私立学校等支援事業 32,540					
6	地域の子育て支援事業費	1,636,794	1,539,854	96,940	・地域の子育て支援事業 1,524,408(うち放課後児童健全育成事業分 890,056) ・しまねすくすく子育て支援事業 98,236 ・病児保育促進事業 6,988 ・子育て支援の質の確保・向上事業 7,162					
7	放課後児童クラブ支援事業費	152,435	258,198	▲ 105,763	・放課後児童クラブ拡充支援事業 33,669 ・放課後児童クラブ施設整備事業 66,529 ・放課後児童クラブ機能向上事業 21,922 ・放課後児童支援員等確保対策事業 30,315					
8	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	0	511	▲ 511	・基金運用収益繰入					
9	児童総務諸費	4,853	4,853	0						
10	一般職給与費	138,179	132,407	5,772	・一般職員 18人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	しまね子育て応援パスポート事業費	令和9年度～令和13年度	40,195	こっこパスポートのデジタル化に係る運用保守費	子ども・子育て支援課
2	知事からの「こっこメッセージ」贈呈事業費	令和9年度	117	知事からのお祝いメッセージと記念品の贈呈事業	

(単位:千円)

課 名	議 案 事 業 名	R8年度 当初	R7年度 当初	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
障がい福祉課		11,911,964	11,450,201	461,763	1,827,307	1,804	1	25,700	223,258	9,833,894
1	障がい者施策推進事業費	12,658	11,532	1,126	障がいを理由とする差別解消推進事業 11,523					
2	障がい者自立支援給付制度運営事業費	35,652	32,483	3,169	障がい者相談支援従事者等研修事業 23,629 ・障がい者ヘルパー養成研修 3,345					
3	障がい者相談事業費	50,161	44,476	5,685	高次脳機能障がい者支援事業 20,198 ・強度行動障がい者特別支援体制整備事業 18,572 精神障がい者地域生活移行支援事業 8,057 ・障がい者虐待防止対策支援事業 2,937					
4	障がい者施設等整備事業費	96,401	211,116	▲ 114,715	障がい者福祉施設等整備事業					
5	障がい者地域生活支援事業費	262,804	390,309	▲ 127,505	市町村障がい者地域生活支援事業 225,425 ・県障がい者地域生活支援事業 27,533 障がい者芸術文化活動支援事業 9,846					
6	障がい者自立支援給付事業費	5,885,331	5,440,492	444,839	障がい者介護給付等事業 5,774,517 ・療養介護医療給付事業 67,842 補装具給付事業 42,972					
7	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,493,896	2,502,675	▲ 8,779	障がい者自立支援医療給付事業 1,696,205 ・福祉医療費助成事業 797,691					
8	障がい児施設等給付費	1,687,216	1,511,941	175,275	障がい児施設措置費 461,305 ・障がい児入所給付費 185,926 障がい児通所給付費 1,025,567					
9	障がい者利用施設運営事業費	170,468	163,654	6,814	障がい者サポート体制強化事業 168,423 ・聴覚障害者情報センター運営事業 2,045					
10	子ども発達支援事業費	302,441	285,172	17,269	発達障がい者支援体制整備事業 92,953 ・障がい児等療育支援事業 52,280 重症心身障がい児者サービス基盤整備事業 54,221 医療的ケア児支援センター運営事業 16,092 重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 1,833 ・子どもの心の診療ネットワーク事業 24,836 島根県障がい児支援事業(ハッピーアフタースクール、こどものきこえサポートセンター運営事業等) 24,156 ・発達障がい初診前アセスメント強化事業 23,649					
11	障がい者就労支援事業費	201,590	173,217	28,373	障がい者就労移行推進事業 118,694 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 82,896					
12	障がい者手当等給付事業費	217,210	196,341	20,869	心身障害者扶養共済給付事業 204,566 ・特別児童扶養手当支給事業 12,565					
13	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	3,288	528	2,760	身体障がい者等用駐車場利用証制度 220 ・しまね福祉マップ 121 ひとにやさしいまちづくり推進事業 2,750					
14	心と体の相談センター運営費	60,991	64,190	▲ 3,199	心と体の相談センター運営費 30,271 ・ひきこもり支援センター事業 11,615 精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) 1,664 ひきこもり支援地域体制整備事業 13,522					
15	精神保健推進事業費	52,028	50,272	1,756	自死総合対策事業 33,683 ・精神保健対策費 16,391					
16	精神医療提供事業費	101,665	102,042	▲ 377	精神科救急医療体制整備事業 44,575 ・精神保健医療費 45,729 精神医療適正化事業 8,740					
17	障がい福祉諸費	10,616	10,461	155						
18	一般職給与費	267,548	259,300	8,248	一般職員 34人					

(単位:千円)

課名 議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課	908,697	1,294,156	▲ 385,459	82,095	0	87,649	3,100	25,581	710,272
1 薬剤師確保対策事業費	9,465	3,945	5,520	・奨学金返還助成事業					
2 医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	9,075	8,820	255	・薬剤師確保対策事業					
3 感染症予防対策推進事業費	83,020	84,700	▲ 1,680	・感染に係る相談・検査事業 9,064 ・感染症発生動向調査事業 29,651 ・風しん抗体検査緊急対策事業 3,183 ・感染症予防事業 12,947 ・予防接種事故対策費 7,777 ・肝がん等重症化予防事業 4,600 ・肝疾患診療地域連携体制強化事業 11,457					
4 感染症の医療体制整備事業費	333,383	301,799	31,584	・感染症指定医療機関運営費 59,795 ・新型インフルエンザ等対策費 269,256 ・感染症医療費公費負担 877 ・流行初期医療確保措置 1,045					
5 結核対策推進事業費	25,757	26,815	▲ 1,058	・結核医療費公費負担事務 5,246 ・結核に関する健康診断事業 9,050 ・結核適正医療確保事業 5,424 ・結核登録者健康管理事業 1,168 ・結核予防事業 2,653					
6 エイズ予防対策推進事業費	3,621	2,341	1,280	・エイズ治療拠点病院等研修・人材養成、治療ケア促進事業、普及啓発活動、相談事業					
7 カネミ油症被害者検診・支援事業費	1,679	1,679	0	・カネミ油症患者追跡調査、患者に対する支援事業					
8 医薬品等の安全確保事業費	16,247	44,654	▲ 28,407	・医薬品医療機器等法・薬剤師法に基づく許可・監視・指導事務 9,086 ・薬物乱用防止対策事業 1,009 ・麻薬免許システム更新事業 6,152					
9 食品衛生対策推進事業費	86,419	81,223	5,196	・啓発・情報発信事業 3,959 ・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 78,951 ・食品衛生関係指導・育成事業 3,509					
10 食品流通対策事業費	1,834	1,831	3	・食品表示適正化対策事業					
11 動物管理等対策事業費	38,644	39,492	▲ 848	・動物保護管理等対策事業 14,212 ・動物愛護対策推進事業 17,905					
12 水道施設・水道水質の維持管理事業費	5,196	4,924	272	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事業					
13 血液対策事業費	1,956	1,979	▲ 23	・献血推進事業費補助事業					
14 生活衛生団体等の育成事業費	34,955	29,319	5,636	・生活衛生営業指導センター補助事業					
15 国庫支出金返還金	0	389,300	▲ 389,300	・過年度補助金等返還金					
16 公衆衛生諸費	4,785	4,785	0						
17 環境衛生諸費	10,553	10,558	▲ 5						
18 医薬諸費	4,050	4,050	0						
19 一般職給与費	238,058	251,942	▲ 13,884	・一般職員 32人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事 項	期 間	限度額	内 容	所管課
1	感染症の医療体制整備事業費	令和9年度～令和12年度	47,941	備蓄物資等保管等業務委託費	薬事衛生課
2	薬剤師確保対策事業費	令和9年度～令和20年度	76,560	奨学金返還助成事業	

■令和8年度当初予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰 促進センター診療所特別会計	283,761	285,907	▲ 2,146	207,542	0	0	0	76,219	0
1 一般管理費	99,610	110,793	▲ 11,183	・一般管理費					
2 医業費	5,690	5,660	30	・医薬品材料費					
3 予備費	85,331	86,191	▲ 860	・退職手当引当金					
4 一般職給与費	93,130	83,263	9,867	・一般職員 10人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	60,086,094	61,061,070	▲ 974,976	14,511,541	15,694,024	0	0	29,880,529	0
1 国民健康保険管理運営費	8,925	8,869	56	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	49,497,793	51,216,379	▲ 1,718,586	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,201,634	7,276,259	▲ 74,625	・後期高齢者支援金					
4 前期高齢者納付金	16,252	7,337	8,915	・前期高齢者納付金					
5 介護納付金	2,238,111	2,254,315	▲ 16,204	・介護納付金					
6 病床転換支援金	4	4	0	・病床転換支援金					
7 子ども・子育て支援納付金	651,369	0	651,369	・子ども・子育て支援納付金					
8 特別高額医療費共同事業拠出金	194,667	162,763	31,904	・特別高額医療費共同事業拠出金					
9 財政安定化基金事業費	1,927	986	941	・財政安定化基金事業費					
10 保健事業費	92,009	99,252	▲ 7,243	・保健事業費					
11 諸支出金	0	686	▲ 686	・過年度補助金等返還金					
12 国民健康保険財政調整基金事業費	149,581	965	148,616	・国民健康保険財政調整基金事業費					
13 予備費	0	0	0						
14 一般職給与費	33,822	33,255	567	・一般職員 4人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R8年度 当初	R7年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	430,933	389,109	41,824	0	0	0	0	430,933	0
1 母子福祉資金貸付金	239,498	248,670	▲ 9,172	・母子福祉資金貸付金					
2 父子福祉資金貸付金	35,775	35,675	100	・父子福祉資金貸付金					
3 寡婦福祉資金貸付金	15,257	15,257	0	・寡婦福祉資金貸付金					
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	20,293	12,218	8,075	・母子父子寡婦福祉資金貸付事務費					
5 予備費	120,110	77,289	42,821	・予備費					

□債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額	内容	所管課
1 母子福祉資金貸付金	令和9年度～令和13年度	321,298	母子家庭への福祉資金貸付金	青少年家庭課
2 父子福祉資金貸付金	令和9年度～令和13年度	49,725	父子家庭への福祉資金貸付金	
3 寡婦福祉資金貸付金	令和9年度～令和13年度	11,475	寡婦家庭への福祉資金貸付金	
4 母子父子寡婦福祉資金利子補給金	令和9年度～令和17年度	465	母子父子寡婦福祉資金の利子補給金	

令和8年度当初予算主要事業の概要 (健康福祉部)

注1 予算額は、R8年度当初予算（R7年度補正予算を含む場合は内数で表示）

注2 予算額後の（ ）は、R7年度当初予算

令和8年度当初予算主要事業の概要（地域福祉課関係）

1 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費

41,236千円（41,180千円）

- ◆ 「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援事業の質の確保・向上や、経済的生活困窮世帯の自立の促進に向けた体制を整備
 - (1) 相談支援に従事する職員に対する研修の充実
 - (2) 自立相談支援機関の職員体制を強化する市町村に対し、人件費の一部を助成
 - (3) 市町村が行う「子どもの学習・生活支援事業」の拡大に向け、先進事例の紹介による普及啓発と人件費等の一部を助成

- ◆ 貧困世帯等の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、相談窓口の周知や地域での支え合いの仕組みづくりを推進
 - (1) SNSを活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを推進
 - (2) 子ども食堂の開設・運営やネットワーク化を支援

2 民生委員活動推進事業

130,983千円（132,648千円）

- ◆ 民生委員・児童委員活動を支えレベルアップを図るため、活動費の支給や研修機会の提供、活動を周知
 - (1) 法定単位民生児童委員協議会活動費補助
各民生委員・児童委員が連携を図りながら一体的な活動を行うための基盤である法定単位民生児童委員協議会へ活動費を補助
 - (2) 民生委員活動費
民生委員・児童委員の活動費を支給
 - (3) 民生委員研修
民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員・児童委員経験別研修を実施

3 地域福祉セーフティネット推進事業

17,872 千円 (17,537 千円)

◆ すべての県民が住み慣れた地域で生活できるよう、また身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けられるように、またお互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを推進

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの研修
- (2) 地域の福祉教育の推進
- (3) ボランティアセンターの運営支援

4 再犯防止等推進事業

33,457 千円 (32,484 千円)

◆ 「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、地域における効果的な再犯防止対策を推進することにより、県民が安全・安心に暮らすことのできる社会を実現

- (1) 更生支援コーディネーターの養成・派遣
- (2) 再犯防止推進計画の進捗管理

◆ 被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者に対し、保護観察所等関係機関と連携を図りながら、速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう支援

- (1) 島根県地域生活定着支援センターの設置

5 保護施設等への物価高騰対策支援事業

11,005 千円 (3,576 千円)

うち補正 11,005 千円

◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている保護施設等を支援

- (1) エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている保護施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

〔拡〕(2) エネルギー価格高騰の影響を受けている保護施設等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、助成上限額を引き上げた上で、既に支援を活用した保護施設等も含め、改めて支援

[負担割合] 県 1/2・事業者 1/2

[助成額] 20～200 万円 → 20～300 万円

6 低所得世帯への物価高騰対策支援事業

2,316,958 千円 (0 千円)
うち補正 2,316,958 千円

- 新◆ 物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、世帯全員の住民税が非課税である世帯主に3万円を支給する市町村に対し、補助金を交付
[補助対象経費] 給付金：1世帯3万円 市町村事務費：1世帯×2,500円
[補助割合] 県 10/10

令和8年度当初予算主要事業の概要（医療政策課関係）

※《 》は医療介護総合確保基金計画事業で内数

1 地域医療を支える医師確保養成対策事業

1,478,001千円（1,198,878千円）

《内669,905千円》（《内645,083千円》）

うち補正112,800千円

◆ 依然続く医師不足の状況を踏まえ、即戦力となる医師の確保や、総合診療医をはじめとする地域医療を担う医師の養成対策を実施する。

(1) 現役の医師を『呼ぶ』対策

255,129千円

《内5,700千円》

うち補正16,000千円

- ① 県外医師等の招へい
- ② 地域勤務のための医師の研修
- ③ 病院総合医の確保

(2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策

709,276千円

《内536,094千円》

- ① 自治医科大学運営費負担
- ② 医学生向け奨学金貸与

- ・ 島根大学

地域枠（推薦） 10名（R8新規貸与枠）

緊急医師確保対策枠（推薦） 9名（ 〃 ）

県内定着枠（一般選抜） 3名（ 〃 ）

- ・ 鳥取大学 島根県枠 5名（ 〃 ）

- ・ 全国大学枠 5名（ 〃 ）

- ・ 自治医科大学 3名（ 〃 ）

- ③ 産婦人科等研修医向け研修資金の貸与 4名（R8新規貸与枠）

- ④ 島根大学医学部等における医師の養成を支援
 - ・ 島根大学医学部に寄附講座を設置
 - ・ 鳥取大学医学部の研修・教育環境整備の支援
- ⑤ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営
- ⑥ 総合診療医の人材確保・育成を支援

(3) 地域勤務医師を『助ける』対策

513,596 千円

《内 128,111 千円》

うち補正 96,800 千円

- ① 県立病院からの代診医派遣
- ② 勤務環境改善等の財政支援
- ③ 周産期医療体制確保のための医師の処遇改善（分娩業務手当等の助成）
- ④ 医師確保計画を推進するための取組を支援
- ⑤ 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業を支援
- 新⑥ 重点医師偏在対策支援区域における医療機関の勤務・生活環境の改善を支援

2 看護職員等確保対策事業

717,088 千円 (668,624 千円)

《内 314,760 千円》（《内 248,035 千円》）

◆ 必要な医療提供体制を確保するため、看護職員の確保対策を実施するとともに、各種研修事業の充実により、看護職員の資質向上を図る。

(1) 県内進学促進

420,034 千円

《内 91,263 千円》

- ① 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成
- ② 民間看護師等養成所の支援
 - ・ 看護師養成所 3 施設、准看護師養成所 1 施設の運営費支援
 - ・ 県西部の看護師養成所を支援

(2) 県内就業促進

85,394 千円

《内 49,600 千円》

- ① 県内の病院等への就職促進を目的として看護学生等へ奨学金を貸与
 - ・ 「過疎・離島枠」「UI ターン枠」「助産師枠」（R 8 貸与枠計 50 名）
- ② 看護師資格取得を希望する准看護師養成所の学生へ奨学金を貸与

- ③ 看護学生等を対象とした中山間地域・離島の医療施設見学ツアーを実施
- ④ 病院が行う看護職員等確保の取組を支援

(3) 離職防止・再就業促進

128,057 千円
《内 111,930 千円》

- ① 県ナースセンターを指定して無料職業紹介等を実施
- ② 新人看護職員の合同卒後研修、教育担当者研修を実施
- ③ 民間病院の院内保育所運営費に対する支援
- ④ 専任のコーディネーターを新たに配置し、働きやすい職場環境づくりに取り組む病院を支援
- 新⑤ 業務負担軽減のために病院が行う看護DX推進に要する経費を支援

(4) 資質向上

83,603 千円
《内 61,967 千円》

- ① 管理者研修、リーダー研修等の実施
- ② 中堅看護職員の研修受講経費を支援
- ③ 医療施設間での助産師の出向・受入れを支援
- ④ 医師等の判断を待たずに一定の診療の補助ができる看護師の研修機関を設置
- ⑤ 認定看護師教育課程の開講
- ⑥ 「訪問看護支援センター」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施

3 地域医療提供体制構築事業

867,594 千円 (1,290,903 千円)
《内 572,036 千円》 (《内 777,528 千円》)

◆ 医療提供体制の維持・強化のために必要な施設・設備の整備を支援するとともに、地域包括ケア病床への転換など、各医療圏域で合意が得られた医療機関間の機能分担・連携に対する支援等を行う。

- (1) 医療機能の確保・充実のための施設設備整備の支援
- (2) 救急や周産期など圏域唯一の機能を担う病院の維持に必要な設備整備の支援
- (3) 病床機能転換等に伴う施設設備整備、人材確保の支援
- (4) 医療機能の分化・連携を推進する取組への支援
- (5) 勤務医等の働き方改革に向けた体制整備の支援

4 在宅医療の推進事業

158,388 千円 (163,137 千円)
《内 158,388 千円》 (《内 163,137 千円》)

◆ 地域包括ケアシステム推進のため、訪問診療や訪問看護を行う医療機関への支援を行い、在宅医療の充実を図る。

- (1) 条件不利地域で在宅医療を行う病院や訪問看護ステーション等の運営を支援
- (2) 訪問診療用機器・車両等の整備を行う診療所等を支援
- (3) 在宅医療に係る関係機関の連携を推進するための取組や研修の実施等を支援
- (4) 病床機能の転換や在宅医療を推進するため、病院・行政等との調整を行う人材を配置
- (5) しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用した在宅医療の推進に資する情報連携のモデル的取組を支援

5 医療介護連携 IT システム構築支援事業

238,262 千円 (241,125 千円)
《内 208,294 千円》 (《内 210,911 千円》)

◆ 地域包括ケアシステム推進のため、県内の医療機関の役割分担と連携促進を図り、医療の質の向上と在宅医療を推進するための情報基盤整備を行う。

- (1) しまね医療情報ネットワーク（まめネット）基盤の整備・運営の支援、連携アプリケーション開発、医療機関向けの改修の支援

6 救急医療体制の整備

599,238 千円 (473,813 千円)
うち補正 77,192 千円

◆ 救急医療の確保・充実のため、ドクターヘリの運航により患者搬送体制の強化を図るとともに、小児救急医療体制の充実及び小児救急に従事する医療者の養成・確保を図る。

- (1) ドクターヘリの運航
- (2) ドクターヘリ中国 5 県広域連携負担金
- (3) 島根大学医学部附属病院に設置されている地域小児救命救急センターの運営を支援

7 へき地等の医療機関を支援する事業

164,000 千円 (164,000 千円)

- ◆ へき地医療の確保を図るため、へき地医療の重要な役割を担っている医療機関の運営に要する経費を支援する。
 - (1) 特に医療サービスが不足している中山間地域（重点支援地区）において、地域医療拠点病院が新たに実施する無医地区等における巡回診療等の取組を支援
 - (2) へき地診療所の運営に必要な経費の一部を支援
 - (3) 医療機関の設備整備について、中山間地域における医療サービスを確保及び維持するため、重点支援地区において無医地区等を支援する小規模の地域医療拠点病院を重点的に支援

8 医療機関等への物価高騰対策支援事業

523,908 千円 (385,182 千円)

うち補正 523,908 千円

- ◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている医療機関等に対して、光熱費及び食材料費を支援する。

9 医療・介護等支援パッケージ（医療分野）

421,218 千円 (0 千円)

うち補正 421,218 千円

- ◆ 地域に必要な医療提供体制の確保を図るため、生産性向上に率先して取り組む病院への支援や、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難となっている医療機関を支援する。
 - 新(1) 業務効率化や職場環境改善などの生産性向上の取組を進める病院に対し、ICT機器の導入等を支援
 - (2) 経済状況の変化により、施設整備等が困難となっている医療機関に対し、施設整備を進めるために必要な経費を支援
 - (3) 出生数・患者数の減少等を踏まえ産科・小児科を支援

令和8年度当初予算主要事業の概要（健康推進課関係）

1 妊娠・出産・子育てへの支援	1,258,049 千円（1,268,384 千円）
◆ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、妊娠、周産期や小児・思春期を通じた親と子の心と身体 の健康づくりを推進するとともに、市町村での切れ目ない相談・支援体制づくりを支援する。	
(1) しまね産前・産後安心サポート事業	14,100 千円（12,200 千円）
・ 産前・産後の妊産婦への育児・家事支援を実施する市町村を支援	
・ 産後の専門的ケアの充実に取り組む市町村を支援	
(2) 母と子の健康支援事業	5,241 千円（8,491 千円）
・ 長期療養児等の健全育成及び自立促進を図るため、訪問等による相談支援事業を実施	
・ 県内の母子保健従事者の資質向上のため検討会や研修会などを実施	
(3) お産あんしんネットワーク事業	97,732 千円（103,282 千円）
・ 妊娠から新生児期に対する高度専門的な医療を提供する周産期医療体制の整備	
拡 ・ 妊産婦等への交通費等の支援を実施	
(4) 不妊治療支援事業	27,883 千円（28,117 千円）
① 不妊に悩む夫婦等の不妊治療への参加を支援するため、治療費等に係る費用を助成	
・ 令和4年度から公的医療保険の対象となった不妊治療について、保険適用とならない治療のうち先進医療として実施される治療に要する費用の一部を助成	
・ 早期からの不妊治療を促進するために男性の不妊検査費用を助成	
・ 不育症の検査に要する費用を助成	
・ がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法等に要する費用を助成	

- ② 妊娠・出産等相談事業を実施
 - ・ 不妊や不育に悩む方、これから子どもを望む方への相談体制を強化
 - ・ 妊娠・出産に関する知識の啓発や妊娠前からの健康管理に関する研修会を実施
- (5) 子ども医療費助成制度 600,000 千円 (550,000 千円)
 - ・ 小中学生を対象とした医療費助成への補助を実施することで、市町村の財源確保を後押しし、県内全域で医療費助成の対象年齢を18歳（高校生等）まで拡充するなど子育て支援を推進
- (6) 乳幼児等医療費助成事業 513,093 千円 (566,294 千円)
 - ・ 小学校就学前の乳幼児等を対象に、自己負担を1割に軽減し、さらに負担上限額を超える額を助成
(上限額：入院2,000円、外来1,000円、薬局無料)

2 健康寿命の延伸

49,435 千円 (50,212 千円)

- (1) しまね健康寿命延伸プロジェクト事業 14,364 千円 (17,195 千円)
健康寿命の更なる延伸を図るため、県民自らが健康づくりに取り組めるような環境整備を推進
 - ① 健康寿命延伸プロジェクト推進事業
 - ・ 健康寿命延伸プロジェクト推進本部会議において、部局横断的な取組を推進
 - ・ 県民への効果的な広報・啓発
 - ② 健康寿命延伸強化事業
 - ・ 市町村と連携し公民館等を拠点とした、地域における住民主体による健康づくり活動の推進
 - ・ 地域で健康づくりの取組を牽引する人材の育成
 - ③ 働き盛り世代の健康づくり強化事業
 - ・ 職域保健関係機関や健康づくり関連団体と連携した情報発信と健康づくりに取り組む機会の提供
 - ④ 健康な食環境づくり事業
 - ・ 県立大学、県栄養士会、スーパー・飲食店等との連携による減塩等の健康に配慮した商品やメニューの認定制度による食を通じた自然に健康になれる環境づくりの推進
 - ・ 職能団体や地域の食育推進団体と連携した情報発信
- (2) 健康長寿しまね推進事業 8,567 千円 (7,632 千円)
健康長寿しまね推進計画（第三次）により、関係機関・団体、行政が一体となり、県民の健康づくりを推進

- (3) 80歳20本の歯推進事業 5,238千円 (7,375千円)
第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画により、関係機関と連携した歯科保健活動を推進
- (4) 食育推進基盤整備事業 11,136千円 (10,224千円)
島根県食育推進計画第四次計画により、健康な食生活が実践できるよう推進
- (5) 生活習慣病予防の推進 10,130千円 (7,786千円)
糖尿病や循環器病など生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防を推進
- ① 糖尿病対策連携推進事業
・ 地域特性に応じた糖尿病発症予防と重症化予防の啓発、体制整備、市町村支援
- ② 循環器病対策推進事業
・ 島根県循環器病対策推進計画に基づく施策の推進
- 新**・ 島根県脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営を支援
- ③ 地域・職域連携健康づくり推進事業
・ 働き盛り世代からの生活習慣病予防を目指し、事業所の健康づくり・健康経営の取組を支援
- ④ たばこ対策推進事業
・ 第5次島根県たばこ対策指針により、「20歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を推進

3 各種医療費助成制度

1,724,582千円 (1,669,659千円)

- (1) 難病対策・小児慢性特定疾病対策事業 1,643,572千円 (1,585,910千円)
難病患者及び小児慢性特定疾病患者に対して自己負担上限額を設けて医療費を助成
- (2) 肝炎医療費助成事業 81,010千円 (83,749千円)
B型・C型肝炎治療に係る医療費、肝がん及び重度肝硬変の入院又は肝がんの通院医療費（条件あり）について、自己負担上限額を設けて助成

4 国民健康保険・後期高齢者医療支援事業等

- (1) 国民健康保険支援事業（一般会計） ※7と一部重複 5,052,597千円 (5,211,666千円)
国民健康保険制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。

- ① 保険基盤安定等負担金（事業主体：市町村）
 - ・ 低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減相当額並びに出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料（税）の免除相当額の一定割合を補填
- ② 国民健康保険特別会計繰出金
 - ・ 法に基づく県負担分及び事業運営に要する費用

(2) 後期高齢者医療支援事業 13,112,881 千円（12,464,048 千円）
 後期高齢者医療制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。

- ① 医療給付費負担金（事業主体：後期高齢者医療広域連合）
 - ・ 医療給付費の一定割合を負担
- ② 保険基盤安定負担金（事業主体：市町村）
 - ・ 低所得者等の保険料の軽減相当額の一定割合を補填

5 ハンセン病療養所入所者等支援事業 2,530 千円（2,533 千円）

◆ 島根県藤楓協会と協力して、ハンセン病療養所入所者との交流を図るとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行い、偏見・差別の解消を目指す。

6 がん対策の推進 78,618 千円（76,768 千円）

◆ がん予防・がん検診の充実、がん医療の向上、がん患者・家族支援の3本柱で総合的かつ効果的ながん対策を推進する。

- (1) 科学的根拠に基づくがん検診受診の充実促進 3,483 千円（5,369 千円）
 - ・ 医師や市町村担当者等を対象としたがん検診従事者講習会を開催
 - ・ 働き盛り世代のがん検診普及啓発事業を実施
- (2) がん医療水準の向上 37,400 千円（38,060 千円）
 - ・ がん診療連携拠点病院等への補助
 - ・ がん情報提供促進病院へがん医療資質向上に係る研修会を委託
- (3) 緩和ケアの推進 1,829 千円（1,262 千円）
 - ・ 圏域ごとの緩和ケアネットワーク活動を支援
 - ・ がん情報提供促進病院における苦痛のスクリーニング実施を支援

- | | |
|--|-----------------------|
| (4) がん患者家族への支援 | 12,655 千円 (11,528 千円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療連携拠点病院等の相談員研修の実施 ・ がん患者の社会参加支援のため、ウィッグ等購入費を助成 ・ 定期予防接種の再接種費用を助成する市町村に対し、費用の一部を補助 | |
| (5) がん教育の推進 | 11,393 千円 (9,173 千円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校へ医師やがん経験者等の外部講師を派遣 ・ 健康経営に取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定 | |

7 特別会計 国民健康保険財政運営事業	60,086,094 千円 (61,061,070 千円)
----------------------------	--------------------------------------

- ◆ 国民健康保険の財政運営の責任主体として、特別会計を設置したうえで国民健康保険財政を運営する。

令和8年度当初予算主要事業の概要（高齢者福祉課関係）

《 》は医療介護総合確保基金計画事業の内数

1 地域包括ケア推進事業

8,200千円（8,200千円）

◆ 医療、介護、予防等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、県内各圏域において、市町村の取組を支援する。

- (1) 保健所による市町村の取組支援
- (2) 県全体の体制整備（関係機関連絡会議、担当者会議、研修会等の開催）

2 高齢者介護予防推進事業

761,520千円（744,083千円）

◆ 市町村における介護予防事業の実施等の取組を支援するため、地域支援事業交付金を交付する。

- (1) 総合事業：県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50%
- (2) その他の事業：県 19.25% 市町村 19.25% 国 38.5% 保険料 23%

3 認知症施策推進事業

120,267千円（116,422千円）

《内 35,820千円》（《内 35,158千円》）

◆ 認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援につながるよう、総合的かつ継続的な支援体制を確立する。

- (1) 地域における認知症の方への支援体制の充実
 - ① 認知症疾患医療センター（基幹型、地域型、連携型）の運営
 - ② 早期診断・早期対応のための人材育成
 - ③ 認知症コールセンター、若年性認知症相談支援センターの設置・運営
- (2) 介護指導者及び介護従事者を対象とした認知症介護研修の実施

4 介護給付費等負担金	12,177,277千円 (12,182,939千円)
◆ 介護（予防）給付費及び第1号保険料の軽減に係る県負担金	
(1) 介護保険法に基づく介護給付費及び介護予防給付費の県負担金	12,001,147千円
・ 負担割合：県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50%	
ただし、施設等に係る給付分については、県 17.5% 国 20%	
(2) 低所得者の第1号保険料の軽減強化に係る県負担金	176,130千円
5 介護施設等整備推進事業	695,681千円 (1,177,231千円) 《内 436,918千円》《内 552,023千円》 うち補正 39,013千円
◆ 第9期介護保険事業計画に基づき介護施設の整備及び開設準備を進める。	
(1) 介護施設等の整備に関する事業	436,918千円 《内 436,918千円》
① 地域密着型サービス施設等の整備への助成	
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1施設	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1施設	
・ 認知症高齢者グループホーム 1施設	
・ 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修 97床	
② 介護施設（広域型を含む）の開設準備経費等への支援	
・ 開設等予定 看護小規模多機能型居宅介護事業所 等 3箇所	
・ 介護職員の宿舎施設整備事業 3箇所	
(2) 広域型特別養護老人ホーム等の整備への助成	111,750千円
・ 介護サービスの再編を伴う改築 1箇所	
(3) 高齢者施設等の防災・減災対策への助成	147,013千円
① 非常用自家発電設備整備への助成	
新 ② 非常用自家発電設備の整備等と一体的に行う大規模修繕等への助成	

6 介護人材確保対策事業

776,824千円 (1,030,830千円)

《内170,530千円》《《内218,584千円》》

うち補正581,421千円

◆ 介護の仕事のイメージアップ、多様な人材の確保・育成、人材の定着、介護現場革新を柱に取組を進める。

- (1) 介護や介護の仕事に関する普及啓発イベントを関係機関と共同で開催
- (2) 介護人材の確保、定着に取り組む市町村及び保険者の支援
- (3) 訪問看護ステーションによる訪問看護師の育成支援、病院から訪問看護ステーションへの出向研修支援
- (4) 「訪問看護支援センター」を設置し、訪問看護師の育成・確保等を総合的に実施
- (5) 在宅医療・介護連携を進めるための研修会や圏域ごとの検討会を実施
- (6) 介護事業所におけるインターンシップモデル事業の実施
- (7) 介護施設等が行う外国人介護人材の受入環境の整備や留学生への奨学金貸与等の取組を支援
- (8) 外国人介護人材の受入に係る初期費用を支援
- (9) 人材育成や処遇・職場環境の改善に取り組む事業者の宣言制度を運営
- 拡(10) 訪問介護等事業所の人材確保体制の構築や経営改善、地域の体制づくりに向けた取組を支援
 - (11) 介護現場の周辺業務を担う介護助手の導入に係るOJT研修の支援
 - (12) 業務環境改善のための介護ロボットやICT導入への支援
 - (13) 介護現場の生産性向上や人材確保に関する相談窓口の運営
- 新(14) 外国人介護人材及び受入事業所を対象に、円滑な就労・定着を図るための集合研修を実施

7 保険者機能強化推進事業

27,841千円 (26,556千円)

◆ 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて、地域の現状分析や課題把握のための調査研究等を実施し、市町村がより効果的な取組を行えるよう支援する。

8 元気高齢者対策

89,236千円 (94,574千円)

◆ 元気な高齢者が地域の担い手となって、積極的に活動できる仕組みづくりを進める。

- (1) くまびき学園の運営や全国ねんりんピックへの選手派遣を支援 48,809千円
- (2) 島根県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会の活動を支援 40,427千円

9 旧軍人及び未帰還者等援護事業

28,282 千円 (29,463 千円)

- ◆ 旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し恩給や各種給付金等の支給、療養給付等の援護を行う。また、中国残留邦人等帰国者の自立及び定着を支援する。

10 高齢者施設等への物価高騰対策支援事業

397,636 千円 (341,688 千円)
うち補正 397,636 千円

- ◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている高齢者施設等を支援する。

(1) エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている高齢者施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援
277,836 千円

〔拡〕(2) エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、助成上限額を引き上げた上で、既に支援を活用した社会福祉法人等も含め、改めて支援
119,800 千円

[負担割合] 県 1/2・事業者 1/2

[助成額] 20～200 万円 → 20～300 万円

令和8年度当初予算主要事業の概要(青少年家庭課関係)

1 子どもと家庭の相談事業

34,421千円(32,844千円)

◆ 児童及び児童のいる家庭が身近なところで相談できる体制を整備

(1) 児童相談所の体制整備

- ① 児童相談所への弁護士、保健師等の配置
- ② 弁護士、児童福祉司、児童心理司等の専門性強化のための研修の実施
- ③ 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

(2) 市町村相談体制強化のための研修の実施

(3) 子どもと家庭電話相談事業

(4) ヤングケアラー支援体制強化事業

- ① 関係機関職員等を対象とした研修会の開催
- ② オンラインサロン(ヤングケアラーの悩みごと相談やレスパイトの場)を運営する民間団体の活動を支援

2 出雲児童相談所移転・新築事業

1,323,220千円(332,313千円)

◆ 児童の処遇環境の改善、施設の狭隘化の解消のため、施設の移転・新築を実施

(1) 整備概要

- ① 定員 15名(一時保護定員)
- ② 整備場所 元交通機動隊簸川訓練場(出雲市斐川町神氷)
- ③ 整備内容 一時保護所:児童の居室の男女混合処遇解消及び個室化の推進、学習室等の整備
管理棟:相談室及び執務スペースの不足の解消
- ④ 全体事業費 約17.4億円
- ⑤ 事業期間 令和5~9年度

- (2) 整備スケジュール等
 - 令和5～6年度 地質調査、基本設計、実施設計、工損事前調査
 - 令和7～8年度 工損事前調査、建設工事、移転
 - 令和9年度 供用開始、工損事後調査
- (3) 令和8年度事業内容
 - 建設工事、移転

3 社会的養育の推進

1,826,968千円（1,515,631千円）

◆ 家庭で生活することが困難な子どもを、里親や児童養護施設などで社会的に保護し、養育する

- (1) 施設入所児童支援事業
 - ① 児童養護施設、乳児院等への措置費
 - ② 児童養護施設等入所児童の自立支援、環境改善
 - 新③ 児童養護施設等の体制強化を支援
 - ④ 進学や就職を行う児童養護施設退所者等への貸付事業実施団体に補助
 - 新⑤ 退所前の生活技能習得支援、対象者同士の交流等を促進
- (2) 里親委託推進事業
 - ① 里親措置費
 - ② 里親の登録、育成
 - ③ 里親制度の普及啓発、里親・里子間の相互交流支援
 - ④ 里親支援センター運営費
- (3) 児童養護施設等整備事業
 - ① 児童養護施設のケア形態の小規模化を図るための改築整備
 - ② 里親宅等の改修や備品購入等を支援

4 ひとり親家庭自立支援事業

19,586千円（17,938千円）

◆ ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活への支援や、就業・経済的な支援などを実施

(1) ひとり親家庭学習支援

- ① ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施する市町村を支援
[助成率] 国 1/2・県 1/4・市町村 1/4

(2) ひとり親家庭等自立支援事業

- ① ひとり親家庭等に対する各種相談、日常生活支援を実施
② ひとり親家庭の親と子に対して、就職に有利となる資格取得のための講習会や併せて就労相談等を開催し、安定した就労に結びつくよう、きめ細かな就労支援を実施
③ ひとり親家庭等に対し、養育費の取り決めに係る公正証書作成費用等を補助

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

- ① 高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親への貸付事業を行う団体に補助
② 生活の安定を目指すひとり親家庭の親への就業等を条件に返還を免除する住宅支援資金貸付事業を行う団体に補助

新(4) 全国ひとり親世帯等調査事業

- ① ひとり親世帯等の生活の実態を把握し福祉施策の充実を図るため国から委託を受けて実態調査を実施（R 8 限り（概ね5年ごとに実施））

5 困難を有する子ども・若者支援事業

16,775 千円（16,557 千円）

- ◆ ひきこもりや不登校、発達障がいなど、社会生活を営む上で様々な困難を有する子どもや若者の自立につながる市町村の取組を支援

(1) 子ども若者自立支援総合推進事業

- ① 就労体験を受け入れる事業所の開拓や関係機関との連携強化などの取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2
② 圏域における支援拠点として、居場所の確保や社会・就労体験など社会とのつながりを回復させる取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2

(2) 県地域協議会運営事業

- ① 子ども・若者支援機関の相互理解と連携強化の促進

6 女性保護事業

121,976千円(114,620千円)

◆ 様々な問題を抱える女性への相談活動やDV(配偶者等からの暴力)被害者等を一時保護し、問題解決に向けて支援

(1) 女性相談事業

- ① 女性相談センター等に女性相談支援員等を配置し、広く女性相談を実施
- ② 県民への啓発活動や適切な相談実施のための研修会等を開催

(2) 性暴力被害者支援センター事業

- ① 女性相談センターが中心となり、関係機関と連携して被害者を支援
- ② 民間支援団体と連携し、夜間休日の支援体制を強化
- ③ 男性・男児の性暴力被害者支援相談窓口を開設し、相談支援を実施
- 新**④ 性暴力被害者支援センターと協力医療機関等の機能強化、連携を図るための会議を開催

(3) DV被害者等保護事業

- ① DV被害者等を一時保護所等において保護
- ② DV被害者の自立に向けた支援を実施

(4) 女性のつながりサポート相談事業

- ① 困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かな相談支援を実施

7 児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業

15,566千円(9,909千円)

うち補正 15,566千円

◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている児童福祉施設等を支援

(1) エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている児童福祉施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

拡(2) エネルギー価格高騰の影響を受けている児童福祉施設等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、助成上限額を引き上げた上で、既に支援を活用した児童福祉施設等も含め、改めて支援

[負担割合] 県 1/2・事業者 1/2

[助成額] 20~200万円 → 20~300万円

令和8年度当初予算主要事業の概要（子ども・子育て支援課関係）

1 結婚支援事業

205,475 千円（187,351 千円）

◆ 縁結びボランティア「はぴこ」、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」による結婚支援や市町村と連携した総合的な結婚支援、しまね縁結びサポート企業等の支援強化を実施

(1) 市町村の結婚支援の取組支援

結婚支援体制の充実、広域化に加え、しまね縁結びサポートセンター事業への登録、活用等に向けた取組を支援

(2) しまね縁結びサポートセンター事業

県内2か所に設置した「しまね縁結びサポートセンター」で、独身者の縁結びをサポート

① 縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援

② 「しまコ」の利用拡大に向け、登録料を女性は無料、男性は半額に期間限定で引下げ

③ しまコ登録手続きの簡素化及び利便性向上に向けたシステム改修の実施

(3) 県が実施する結婚支援事業

市町村等の連携強化や事業の広域展開を実施

① しまね結婚支援施策推進会議、圏域別ブロック会議の開催

② 県、市町村及び企業等が行う結婚支援に係る連携を強化する「結婚支援コンシェルジュ事業」を実施

③ 県内広域イベントの開催

④ メタバース婚活イベントの実施

(4) しまね縁結びサポート企業等支援強化事業

社会全体で結婚を希望する独身男女を応援するため、企業等と連携した独身従業員への結婚支援の取組を推進

① 企業等の管理監督者等向け研修会の開催

② しまね縁結びサポート企業が独自に実施する取組を支援

(5) 未来デザイン事業

子ども、学生、社会人など世代に応じて、結婚・妊娠・出産・子育てについての知識を得たり、将来のライフイベントを考える講座を実施

2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業

161,336 千円 (185,582 千円)

◆ 結婚・妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を構築

(1) しまね結婚・子育て市町村交付金

出生数を増やすために市町村が取り組む「結婚支援」「妊娠・出産支援」「子育て支援」等の経費の一部を支援

3 子育てに関する経済負担対応事業

1,595,574 千円 (1,592,564 千円)

◆ 子育てに関する経済的負担を軽減

(1) 保育料軽減事業

所得の低い世帯等における3歳未満の第1子、第2子や多子世帯における3歳未満の第3子以降の保育料を軽減する市町村を支援

(2) 児童手当交付事業

市町村が受給者に支給する児童手当の県負担分を交付

4 保育所等運営支援事業

6,435,442 千円 (6,690,130 千円)

◆ 私立保育所、認定こども園等が質・量ともに充実した保育サービスを提供できるよう運営に係る費用を支援するとともに、保育人材の確保等に向けた取組を実施

(1) 保育所等運営支援事業

多様な保育・教育を受けることができるよう「適切な量の確保」と「質の向上」に向け、保育所等へ運営費を給付
[負担割合] 国 1/2・県 1/4・市町村 1/4 他

(2) 小規模民間保育所運営対策事業

中山間地域・離島の保育環境を維持するため、定員割れが生じている小規模な保育所（利用定員20人）の運営費を支援

(3) 保育士の確保・定着支援事業

保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進

- ① 保育士養成施設の学生を対象とした修学資金等の貸付
- ② 自宅からの通学が難しい地域の出身学生が県内の保育士養成施設に進学する際の家賃を貸付
- ③ 保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、保育士等の人材確保を推進
- ④ 保育所の職員等を対象とした、働きやすい職場づくりに関するセミナー等の実施
- ⑤ 将来の職業の選択肢の一つとして保育士を選んでもらえるよう、小中高生を対象に仕事体験等の保育士の仕事を知る機会を設け、保育士の魅力向上・発信を推進
- ⑥ 保育所等における不適切な保育等の防止を図るため、対策協議会を運営

5 地域の子育て支援事業

753,497 千円 (717,838 千円)
うち補正 6,759 千円

◆ 保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とした支援を実施

(1) 地域の子育て支援事業

一時預かり事業、延長保育事業等に要する経費の県負担分を市町村へ助成
[負担割合] 国1/3・県1/3・市町村1/3 他

(2) しまねすくすく子育て支援事業

交付金（メニュー方式）により、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取組を県単独で支援

6 放課後児童クラブ支援事業

1,047,441 千円 (1,076,744 千円)
うち補正 4,950 千円

◆ 放課後児童クラブ（以下「クラブ」と略）の待機児童解消や利用時間延長に向けた取組に加え、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を支援

(1) 運営支援

クラブの運営や環境整備、支援員等の処遇改善などに要する経費の県負担分を市町村へ支援

(2) 待機児童対策

① 利用定員を増やす場合に必要な運営費や改修等の経費の一部を支援

※ 利用時間延長を実施する場合の改修費等の補助基準額を加算

② 国の補助制度と協調し、市町村、社会福祉法人等が行うクラブの施設整備費の一部を支援

③ 保育所等による放課後児童預かりに必要な経費の一部を支援

(3) 長期休業一時預かり事業

夏休み等長期休業期間中の一時預かりの実施に必要な経費の一部を支援

(4) 利用時間延長対策

クラブが閉所する時間を平日19時以降、夏休み期間中等の長期休業期間中に開所する時間を7時30分以前とするために必要な人件費の一部を支援

(5) 機能向上事業

① 体験等の主体的な遊びの実施や学習習慣の定着に資する取組等に必要な経費の一部を支援

② 市町村の圏域担当者会議やクラブの集合研修・情報共有会等を実施

③ クラブへの巡回支援等を行う「放課後児童支援スーパーバイザー」を配置

(6) 放課後児童支援員等確保対策

① 放課後児童支援員認定資格研修の拡充を継続

② 放課後児童支援員等の資質向上のための研修会を実施

③ クラブの従事年数の短い職員等を対象とした初任者研修を実施

④ 市町村や大学、シルバー人材センター、人材派遣会社等と連携し、不足している放課後児童支援員等の確保対策を実施

7 保育施設等への物価高騰対策支援事業

22,785 千円 (17,631 千円)

うち補正 22,785 千円

◆ エネルギー価格高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱費を支援

令和8年度当初予算主要事業の概要（障がい福祉課関係）

1 こどものきこえサポートセンター運営事業

7,474千円（0千円）

新◆ 難聴児を早期に発見し、適切な支援を実施することにより、自立した生活を送るうえで必要な言語・コミュニケーション手段の獲得につなげるため、保健・医療・福祉・教育の各分野の連携の下、難聴児支援の中核となる「こどものきこえサポートセンター」を設置し、難聴児とその家族に対し適切な支援を提供する。

(1) 難聴児の実態把握

- ・ 市町村が把握する聴覚検査の結果を集約し、情報を一元管理

(2) 相談支援

- ・ センター内に相談窓口を設置し、コーディネーター（言語聴覚士）による相談支援のほか、出張相談や施設訪問を実施

(3) 保護者支援

- ・ 保護者支援のため、親子交流会・学習会を開催

(4) 支援者向け研修会の開催

- ・ 関係機関の支援者を対象に、専門性向上を図る研修を開催

(5) 関係機関との連携強化

- ・ 支援状況の共有等を目的に、関係機関との支援者会議を開催

2 障がい者サポート体制強化事業

168,423千円（161,609千円）

◆ 視聴覚障がい者に対する各種支援や相談等の事業を実施している施設について、ICT機器等の活用を支援する総合的なサービス拠点の設置や、歩行訓練を含む生活訓練に適時対応するための人員を配置し、サポート体制の強化を図る。

【松江】ライトハウスライブラリー（視覚）、島根県聴覚障害者情報センター（聴覚）

【浜田】島根県西部視聴覚障害者情報センター（視聴覚）

- (1) 総合的なサービス拠点（ICTサポートセンター）の設置
 - ・ ICT機器の相談対応を行う専属職員を配置
 - ・ 障がい者に対するICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談に適時対応
- (2) 歩行訓練体制の確保
 - ・ 訓練士が訓練に専念できる体制を確保し、歩行訓練を含めた生活訓練等を実施

3 障がいを理由とする差別解消推進事業

11,523 千円（10,527 千円）

◆ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進する。

- (1) 「あいサポート運動」による普及啓発
 - ・ 研修講師（メッセンジャー）の養成研修の実施
 - ・ 企業等に対するあいサポート企業・団体の認定
 - ・ ヘルプマークの普及啓発
- (2) 相談体制の整備
 - ・ 相談対応のための相談員配置
 - ・ 相談事案の共有を図るための島根県障がい者差別解消支援地域協議会の運営

4 障がい者就労支援事業

201,590 千円（173,217 千円）

◆ 障がい者の就労を通じた自立支援のため、支援拠点を中心に支援ネットワークを構築して就労移行の促進を図るとともに、就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取組を支援する。

- (1) 障がい者の就労・職場定着の支援
 - ・ 障害者就業・生活支援センターに、障がい者の生活支援を行う生活支援員と、雇用・実習の場の拡大を行う障がい者雇用促進支援員を配置
- (2) 企業等への就職に向けたステップアップの場として県庁内にワークセンターを設置
 - ・ 障がい者を7名、支援員を3名配置

- (3) 島根県障がい者就労事業振興センターの運営
- ・ 商品の共同販売、人材育成、アドバイザー派遣等を実施
 - ・ 受注拡大のためのコーディネーターを配置
 - ・ 農業経営者と就労継続支援事業所のマッチングを支援

- (4) 事業所の工賃向上のために必要な設備整備費用を助成

- 拡**(5) 農業の施設外就労を推進するため、農作業等を請け負う事業所を支援
- ・ 農福連携地域コーディネーターを配置
 - ・ 農業専門家の派遣
 - ・ 農作業の新規請負に必要な経費等を支援
 - ・ 農業体験実習及び高度技術を習得するための技能習得実習を実施
 - ・ 高度技術を伴う農作業の新規請負に必要な経費等を支援

5 在宅心身障がい児援護事業

80,552 千円 (78,579 千円)

◆ 重症心身障がい児（者）等の在宅生活を支援する。

- (1) 巡回等療育支援事業
- ・ 巡回又は送迎により、重症心身障がい児（者）へのサービスを提供する事業所へ経費を助成
- (2) サービス基盤整備事業
- ・ 重症心身障がい児（者）を受け入れるために、看護職員等を雇用する事業所へ経費を助成
- (3) 医療的ケア児支援体制整備事業
- ・ 各種サービスや支援を調整するコーディネーターを養成
- (4) 医療的ケア児支援センター運営事業
- ・ 広域的・専門的な相談支援を行う医療的ケア児支援センターを運営
- (5) その他
- ・ 関係団体への活動支援、支援者研修会の開催

6 発達障がい者支援体制整備事業

116,602 千円(112,816 千円)

- ◆ 発達障害者支援センターを中心として発達障がい者をライフステージに応じて支援する。
 - (1) 本人及び家族への支援
 - ・ 本人等への専門的な相談支援、ペアレントメンターの養成、成人期の自立や就労支援のための研修
 - (2) 市町村を中心とした体制整備への支援
 - ・ 地域支援マネジャーによる専門的な指導・助言
 - (3) 発達障がい初診前アセスメント強化事業
 - ・ 医療機関における初診待機期間を短縮するため、心理職による事前問診・検査を実施
 - (4) 人材育成及び県民への普及啓発
 - ・ 保育士や事業所職員等への専門研修、啓発フォーラムの開催

7 子どもの心の診療ネットワーク事業

24,836 千円(22,714 千円)

- ◆ 様々な子どもの心の問題や発達障がい等に対応するため、拠点病院・協力病院を中核とし、各圏域における関係機関の連携体制を構築する。
 - (1) 相談支援体制強化事業
 - ・ 拠点病院（県立こころの医療センター）に臨床心理士等 3 名を配置し、各圏域の相談体制を強化
 - (2) 発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業
 - ・ かかりつけ医等を対象にした研修会等の開催
 - ・ 協力病院（島根大学医学部）に心理職 1 名を配置し、診療充実に向けた事例検討や受診動向の分析を実施

8 障がい者施設等整備事業

215,732 千円(430,162 千円)

うち補正 119,331 千円

- ◆ 障がい福祉施設の施設整備費用や I C T 機器等の導入に係る経費を助成する。
 - (1) 障がい者の自立した地域生活実現のため、住まいの場としてのグループホームや日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援

[箇所数] 4か所

[負担割合] 国1/2・県1/4・事業者1/4

- (2) 障がい福祉サービス事業所等における業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT機器や介護ロボット等の導入に係る経費を支援

[負担割合] 国1/2・県1/4・事業者1/4

9 ひきこもり支援地域体制整備事業

13,522千円(19,070千円)

- ◆ 身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりを進める。

- (1) 市町村による「ひきこもり地域支援センター」、「ひきこもり支援ステーション」の立ち上げを支援

[負担割合] 国1/2・県1/4・市町村1/4

10 障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業

531,693千円(126,322千円)

うち補正 531,693千円

- ◆ 物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス施設等を支援する。

- (1) 光熱費及び食材料費の支援

エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている障がい福祉サービス施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

- 拡(2) エネルギーコスト削減対策支援

エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、助成上限額を引き上げた上で、既に支援を活用した社会福祉法人等も含め、改めて支援を実施

[負担割合] 県1/2・事業者1/2

[助成額] 20～200万円 → 20～300万円

- 新(3) サービス継続のための支援

物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所等を対象に、必要な障がい福祉サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎の移動経費や災害発生時に必要な設備・備品の購入経費等を支援

令和8年度当初予算主要事業の概要（薬事衛生課関係）

※《 》は医療介護総合確保基金計画事業で内数

1 感染症の医療体制整備事業

333,383千円（602,702千円）

◆ 感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、感染症に迅速かつ的確に対応するための施策を推進

(1) 新型インフルエンザ等対策費

- ① 新型インフルエンザ等発生時の初動対応や、受入医療機関を確保
- ② 発生に備え備蓄している個人防護具等を更新

(2) 感染症指定医療機関運営費

- ① 感染症患者等への医療を担当する感染症指定医療機関の感染症病床運営費を支援
- ② 感染症病床及び結核病床を有する公的病院に対して、病床維持に係る経費を支援

(3) 流行初期医療確保措置

感染症法に基づき、流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用（審査支払機関が構築するシステムの運用保守経費）を負担

2 感染症予防対策推進事業

83,020千円（84,700千円）

◆ 感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症発生動向の把握や情報提供、並びに検査等を実施

(1) 感染症予防事業

- ① 感染症予防従事者への研修等の開催
- ② 動物由来感染症対策推進のため、調査研究・啓発活動を実施

- (2) 感染症発生動向調査事業
各医療機関からの患者情報や病原体情報の収集・分析や、その情報提供を実施
- (3) 感染症流行予測調査事務
予防接種法に基づく定期接種対象疾病について、集団免疫の現況把握等のため、感染症流行予測調査（日本脳炎、新型コロナウイルス感染症）を実施
- (4) 予防接種事故対策費
予防接種に対する信頼性の確保や接種率の向上のため、予防接種による健康被害者救済に係る給付費を負担
- (5) 感染に係る相談及び検査事務
肝炎・梅毒の早期発見・早期治療推進のため、保健所・委託医療機関においてC型・B型肝炎ウイルス検査・梅毒検査を実施
- (6) 肝がん等重症化予防事業
肝炎ウイルス陽性者を早期治療につなげ、肝がん等重症化を予防するため、フォローアップ（精密検査・定期検査費用助成）等を実施
- (7) 風しん抗体検査緊急対策事業
先天性風しん症候群の予防を目的とし、妊娠を希望する女性等に無料抗体検査を実施

3 結核対策推進事業

25,757 千円（26,815 千円）

- ◆ 我が国の主要な感染症である結核について患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、迅速かつ的確に対応するための施策を推進
 - (1) 結核予防事業
定期健康診断の受診率向上や早期発見に向けた啓発活動を実施
 - (2) 結核医療費公費負担事務
 - (3) 結核に関する健康診断事業
 - (4) 結核適正医療確保事業
 - ① 結核患者への適正な医療の提供を目的とした感染症診査協議会結核部会を開催

② 医療従事者等を対象とした研修会等を開催

4 エイズ予防対策推進事業

3,621千円(2,341千円)

- ◆ エイズのまん延防止のため、正しい知識の普及啓発、エイズ相談・検査の実施、研修等の医療機関への支援を実施
 - (1) エイズ対策推進に係る研修・人材養成事業
エイズ対策を推進するために必要な人材を養成するための研修派遣等を実施
 - (2) エイズの治療拠点病院治療ケア促進事業
県内の医療機関における治療やカウンセリングの支援を行い、患者の受入体制を整備
 - (3) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業
エイズ相談・検査を実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施

5 食品衛生対策推進事業

86,419千円(81,223千円)

- ◆ 食品衛生法に基づく、許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及・啓発を実施
 - (1) 食品衛生に関する啓発・情報発信事業
 - ① 研修会や講習会の開催
 - ② リスクコミュニケーション等を通じた県民への情報発信
 - (2) 食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務
 - ① 「島根県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導を実施
 - ② 県内で製造・流通・販売している食品等の食品添加物や残留農薬の検査を実施
 - (3) 食品衛生関係指導・育成事業
 - ① 食品関係営業施設への巡回指導を実施
 - ② 食品衛生責任者講習会等を実施

6 動物管理等対策事業

38,644千円(39,492千円)

◆ 動物愛護思想の普及啓発や保健所に収容された動物の譲渡等を実施

- (1) 県民への動物愛護思想や適正飼育の普及啓発事業
- (2) ボランティアと連携した収容された動物の譲渡事業
- (3) 猫の不妊去勢手術補助事業

県内に居住する個人に対し、猫の不妊去勢手術に係る費用の一部を助成
[助成上限額] 雄5千円、雌1万円

7 薬剤師確保対策事業

18,540千円(12,765千円)

《内9,075千円》《《内8,820千円》》

◆ 中山間地域・離島や小規模病院等における薬剤師不足に対応するため、薬剤師確保を図るための事業を実施

〔拡〕(1) 薬剤師奨学金返還助成事業

在学期間中に奨学金の貸与を受け、新たに県内の医療機関・薬局に就業する薬剤師(既卒の薬剤師を含む)に対し、奨学金の返還を雇用主と共同で助成

[助成上限額] 医療機関:2万円/月又は4万円/月、薬局:2万円/月

[助成期間] 最長12年

(2) 薬剤師確保対策事業

- ① 高校生の薬学部進学促進のため、セミナーを開催
- ② 薬剤師の県内就業促進のため、就職説明会を開催
- ③ 高校生に対し、地域枠設置大学の薬学部見学の旅費を支援
- ④ 薬学生等に対し、病院薬剤師の就業促進のため、病院見学等の旅費を支援
- ⑤ 県内就業の魅力や各種支援制度を発信するためのポータルサイトを設置

8 薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業

41,549千円(33,244千円)

うち補正41,549千円

◆ エネルギー価格高騰の影響を受けている薬局・一般公衆浴場に対して、光熱費を支援

令和7年度2月補正予算案(中日提案分) (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,747,206	2,441,095	▲ 28,055	▲ 14,525	2,719,151	2,426,570
地域福祉課	3,491,960	3,299,128	209,949	81,287	3,701,909	3,380,415
医療政策課	13,286,304	8,183,878	▲ 1,359,150	▲ 79,476	11,927,154	8,104,402
健康推進課	21,554,791	20,135,096	▲ 385,953	▲ 515,052	21,168,838	19,620,044
高齢者福祉課	19,209,462	14,778,084	▲ 433,214	▲ 359,391	18,776,248	14,418,693
青少年家庭課	3,686,076	2,429,946	▲ 170,300	▲ 224,007	3,515,776	2,205,939
子ども・子育て支援課	10,763,694	9,908,506	▲ 530,542	▲ 392,789	10,233,152	9,515,717
障がい福祉課	12,745,566	10,090,049	▲ 266,519	148,169	12,479,047	10,238,218
薬事衛生課	1,394,881	1,145,108	▲ 419,896	▲ 414,346	974,985	730,762
健康福祉部計	88,879,940	72,410,890	▲ 3,383,680	▲ 1,770,130	85,496,260	70,640,760

(※)補正前の額は、補正予算(第11号)後の額

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	280,596	0	▲ 26,785	0	253,811	0
島根県国民健康保険特別会計	62,022,122	0	12,596	0	62,034,718	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	486,717	0	0	0	486,717	0

■令和7年度2月補正予算案(中日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		88,879,940	▲ 3,383,680	85,496,260	▲ 1,249,046	59	▲ 16,193	▲ 144,000	▲ 204,370	▲ 1,770,130
健康福祉総務課		2,747,206	▲ 28,055	2,719,151	▲ 4,428	0	▲ 643	0	▲ 8,459	▲ 14,525
1	健康福祉事務集中処理事業費	11,075	▲ 229	10,846	・健康福祉事務集中処理事業費					
2	保健環境科学研究所管理運営費	83,841	▲ 139	83,702	・施設等維持管理費 649 ・調査研究費 ▲1,864 ・施設設備整備費(備品整備費) 1,550 ・科学研究費 390					
3	保健所管理運営費	256,681	368	257,049	・施設等維持管理費 ▲134 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 503					
4	総合福祉センター維持管理運営事業費	249,986	▲ 5,008	244,978	・いきいきプラザ島根(指定管理料等) ▲3,454 ・いわみーる(指定管理料等) ▲1,554					
5	保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	30,957	▲ 1,427	29,530	・国民生活基礎調査 ▲1,040 ・厚生労働統計調査 23 ・保健福祉調査 19 ・社会保障・人口問題基本調査 61 ・統計情報提供事業 ▲462 ・こどもの福祉と保健に関する状況報告 50					
6	医務諸費	49,118	▲ 2	49,116						
7	保健所諸費	15,606	▲ 1	15,605						
8	一般職給与費	2,049,605	▲ 21,617	2,027,988	・一般職員 256人→256人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
地域福祉課		3,491,960	209,949	3,701,909	▲ 11,803	0	0	0	140,465	81,287
1	福祉・介護人材確保対策事業費	407,240	90,529	497,769	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業					
2	地域福祉セーフティネット推進事業費	20,819	▲ 200	20,619	・しまね流福祉のまちづくり推進事業					
3	福祉サービス改善支援事業費	20,851	▲ 4,000	16,851	・社会福祉法人経営労務管理改善支援事業					
4	福祉サービス利用支援事業費	94,781	▲ 942	93,839	・福祉サービス利用援助事業					
5	自立支援事業費	34,474	492	34,966	・生活福祉資金貸付事業 1,979 ・生活福祉資金業務システム等改修事業 ▲4,363 ・生活福祉資金欠損補てん積立金 2,876					
6	民生委員活動推進事業費	132,648	273	132,921	・民生委員・児童委員一斉改選					
7	社会福祉事業指導費	3,082	▲ 552	2,530	・県社会福祉審議会経費					
8	社会福祉法人指導事業費	9,827	436	10,263	・社会福祉法人等に対する指導監査及び関連事業					
9	行旅病人等への支援事業費	381	196	577	・行旅病人等への費用弁償経費					
10	生活保護費の給付事業費	77,735	5,651	83,386	・生活保護決定・実施事業					
11	被災者への支援事業費	26,650	▲ 222	26,428	・災害関連死研修事業					
12	生活困窮者支援体制整備事業費	41,180	▲ 7,987	33,193	・子どもの居場所創出等支援事業 1,013 ・生活困窮者への支援体制強化事業 ▲2,250 ・子ども食堂緊急支援事業 ▲1,750 ・生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業 ▲5,000					
13	重層的支援体制整備事業費	36,529	▲ 6,544	29,985	・重層的支援体制整備事業					
14	災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	23,764	497	24,261	・災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業					
15	再犯防止等推進事業費	32,484	▲ 1,000	31,484	・再犯防止推進事業					
16	国庫支出金返還金	1,200	140,363	141,563	・過年度補助金等返還金					
17	社会福祉諸費	3,442	▲ 1	3,441						
18	一般職給与費	184,111	▲ 7,040	177,071	・一般職員 24人→23人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
医療政策課		13,286,304	▲ 1,359,150	11,927,154	▲ 587,233	0	▲ 6,801	0	▲ 685,640	▲ 79,476
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	642,075	▲ 56,504	585,571	・地域医療奨学金貸与事業 ▲19,071 ・地域医療支援センター運営事業 ▲5,272 ・医師養成推進事業 ▲10,464 ・地域医療振興推進事業 ▲18,992 ・周産期医療体制構築事業 ▲2,288					
2	看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	242,351	▲ 45,077	197,274	・県内進学促進事業 ▲1,156 ・看護職員の確保・定着事業 ▲43,921					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	157,928	▲ 85,962	71,966	・医療従事者の勤務環境改善支援事業					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	163,137	▲ 47,746	115,391	・医療連携推進事業 ▲1,428 ・市町村支援事業 ▲4,356 ・病院体制整備事業 ▲1,532 ・訪問診療等設備整備事業 ▲14,683 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 ▲10,875 ・医療介護情報連携モデル事業 ▲14,340					
5	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	851,399	▲ 522,988	328,411	・しまね型医療提供体制構築事業 ▲356,279 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 ▲100,589 ・病床機能再編支援事業 ▲66,120					
6	医療介護総合確保促進交付金事業費	1,168,005	▲ 65,449	1,102,556	・医療介護総合確保促進基金造成費 ▲85,404 ・基金運用収益繰入 14 ・返還に伴う積み戻し 4,044 ・令和6年度決算に伴う積み戻し 15,897					
7	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	397,704	▲ 17,154	380,550	・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 ▲2,890 ・地域勤務医師支援事業 ▲8,215 ・地域医療支援事業 ▲2,432 ・地域医療奨学金貸与事業 ▲3,617					
8	看護師等確保対策事業費	71,394	▲ 52	71,342	・看護職員の確保・定着支援事業					
9	県立高等看護学院運営事業費	349,397	▲ 12,878	336,519	・石見高等看護学院運営費 52 ・松江高等看護学院運営費 ▲12,930					
10	保健医療計画の策定費	6,980	▲ 1,417	5,563	・地域保健医療対策会議等会議開催経費					
11	医療機関の機能充実費	920,247	▲ 357,280	562,967	・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 ▲8,498 ・医療機関の施設・設備整備 ▲181,443 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 ▲227,125 ・公立邑智病院施設整備事業 79,329 ・中山間地域における地域医療拠点病院設備整備支援事業 ▲19,547					
12	離島医療の充実のための事業費	291,619	157,383	449,002	・隠岐広域連合の本部管理費の負担 286 ・隠岐病院建替整備事業負担金 49 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 157,048					
13	県西部地域の医療を充実させる事業費	566	▲ 225	341	・西部医療提供体制検討会経費					
14	へき地等の医療機関を支援する事業費	148,634	▲ 63,292	85,342	・へき地診療所運営費補助 ▲55,187 ・へき地医療拠点病院運営費補助 ▲8,105					
15	救急医療体制の整備費	602,721	30,015	632,736	・ドクターヘリ運航事業					
16	原子力災害時の医療体制整備費	60,412	▲ 15,110	45,302	・原子力災害医療関係機関連絡会議 ▲467 ・原子力災害医療活動用資機材整備 ▲870 ・安定ヨウ素剤事前配布経費 ▲13,773					
17	風水害震災時の医療体制整備費	34,608	▲ 1,753	32,855	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援)					

(単位:千円)

議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
18 地域医療の連携推進費	1,848,171	▲ 81,158	1,767,013	・医療連携体制推進事業(会議経費等) ▲212 ・医療機関等への物価高騰対策支援事業 ▲15,282 ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業 ▲65,664					
19 医療法関係業務費	9,220	▲ 118	9,102	・県医療審議会経費					
20 県立病院管理事業費	4,910,740	▲ 218,743	4,691,997	・県立病院一般会計繰出金 ▲92,261 ・地域勤務医師支援 ▲134,605 ・看護師業務支援 8,123					
21 島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	720	▲ 62	658	・あさひ診療所特別会計繰出金					
22 国庫支出金返還金	13,608	58,215	71,823	・過年度補助金等返還金					
23 一般職給与費	331,544	▲ 11,795	319,749	・一般職員 33人→33人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		21,554,791	▲ 385,953	21,168,838	▲ 124,370	0	▲ 351	0	253,820	▲ 515,052
1	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	17,195	▲ 845	16,350	・働き盛り世代の健康づくり強化事業 ▲840					
2	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	3,712	▲ 211	3,501	・在宅緩和ケア推進事業					
3	しまねがん対策強化事業費	76,709	▲ 1,859	74,850	・がん検診充実事業 ▲1,637 ・安心しまねのがん医療実現事業 ▲999 ・緩和ケア提供体制強化事業 ▲105 ・患者家族支援事業 1,887 ・がん教育事業 ▲772 ・計画推進事業(全国がん登録事業含) ▲233					
4	生活習慣病予防対策事業費	43,837	▲ 5,443	38,394	・健康増進事業 ▲5,301 ・たばこ対策推進事業 ▲20					
5	後期高齢者医療支援事業費	12,464,048	95,031	12,559,079	・基盤安定負担金 保険料軽減分 ▲48,935 ・高額医療費県費負担金 144,114					
6	国民健康保険支援事業費	5,212,492	▲ 81,334	5,131,158	・基盤安定等負担金 保険料軽減分 ▲22,881 ・基盤安定等負担金 保険者支援分 1,274 ・基盤安定等負担金 未就学児均等割分 ▲421 ・基盤安定等負担金 産前産後保険料分 ▲589 ・国民健康保険特別会計繰出金 ▲58,334					
7	親と子の医療費助成事業費	1,159,277	▲ 164,936	994,341	・乳幼児等医療費助成事業 ▲162,517 ・未熟児養育医療費給付費 ▲2,419					
8	不妊治療支援事業費	28,117	▲ 4,964	23,153	・不妊治療費助成事業 ▲4,989 ・男性不妊検査費助成事業 700 ・がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 ▲674					
9	特定医療費等助成事業費	1,552,418	▲ 153,466	1,398,952	・特定医療費支給事業 ▲150,065 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 379					
10	小児慢性特定疾患対策事業費	99,827	▲ 4,179	95,648	・小児慢性特定疾病医療支援事業 ▲4,142					
11	難病相談・支援事業費	32,116	▲ 2	32,114	・難病相談・支援センター事業					
12	肝炎医療費助成事業費	90,157	▲ 29,278	60,879	・肝炎医療費助成事業 ▲15,868 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 ▲13,410					
13	原爆被爆者対策事業費	280,778	▲ 29,626	251,152	・被爆者助成事業					
14	ハンセン病療養所入所者等支援事業費	2,533	▲ 336	2,197	・普及啓発事業 ▲502 ・ハンセン病療養所入所者里帰り事業 166					
15	健康長寿しまね推進事業費	7,834	▲ 1	7,833	・健康長寿しまね推進事業 106 ・圏域計画推進事業 ▲107					
16	食育推進基盤整備事業費	10,224	▲ 2,382	7,842	・国民健康栄養調査 ▲2,290					
17	母と子の健康支援事業費	8,491	4,193	12,684	・母子保健推進事業 ▲94 ・出産・子育て応援交付金事業 4,289					
18	お産あんしんネットワーク事業費	97,237	▲ 7,069	90,168	・周産期医療ネットワーク構築事業 ▲5,482 ・妊婦への交通費等支援事業 ▲1,587					
19	80歳20本の歯推進事業費	7,375	▲ 102	7,273	・歯科保健定着促進事業 ▲100					
20	アレルギー対策推進事業費	457	▲ 1	456	・アレルギー対策推進事業					
21	保険医療機関等指導事業費	8,338	▲ 770	7,568	・保険医療機関指導事業					
22	医療費適正化計画対策費	1,700	▲ 169	1,531	・医療費適正化計画対策費					
23	地域保健関係職員研修事業費	8,919	▲ 115	8,804	・中央研修派遣事業 ▲114					
24	国庫支出金返還金	109,408	2,000	111,408	・過年度補助金等返還金					
25	公衆衛生諸費	8,299	▲ 1	8,298						
26	一般職給与費	209,679	▲ 88	209,591	・一般職員 26人→26人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課		19,209,462	▲ 433,214	18,776,248	▲ 83,885	1,000	▲ 392	▲ 72,500	81,954	▲ 359,391
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	253,742	▲ 36,919	216,823	・訪問看護師確保対策事業(訪問看護ステーション出向研修事業) ▲4,463 ・外国人介護人材支援事業 ▲4,800 ・キャリアアップ研修支援事業 ▲8,529 ・理解促進事業 ▲8,785 ・新任介護職員定着支援事業 ▲2,874 ・介護福祉士資格取得促進事業 ▲1,000 ・認知症ケア人材育成研修事業 ▲2,749 ・権利擁護人材育成事業 ▲849 ・認証評価制度実施事業 ▲616 ・介護助手等普及推進事業 1,342 ・介護人材確保促進事業 ▲4,828 ・インターンシップモデル事業 1,232					
2	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	154,535	▲ 85,632	68,903	・介護施設等整備事業					
3	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	397,488	▲ 183,928	213,560	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)					
4	医療介護総合確保促進交付金事業費	201,533	11,356	212,889	・基金運用収益繰入 356 ・返還に伴う積み戻し 11,000					
5	福祉人材確保・育成事業費	2,513,030	55,938	2,568,968	・福祉・介護人材確保定着促進事業 60,938 ・外国人介護人材受入支援事業 ▲5,000					
6	介護保険制度施行支援事業費	1,562,353	▲ 19,266	1,543,087	・老人保健施設整備資金借入金利子補給 ▲1,752 ・指定事業者指定・管理事業 1,914 ・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業 ▲19,428					
7	介護保険制度運営支援事業費	12,184,546	10,898	12,195,444	・介護給付費負担金事業 13,563 ・第1号保険料軽減事業 ▲2,665					
8	保険者機能強化推進事業費	26,758	▲ 598	26,160	・介護給付適正化推進特別事業 ▲557 ・介護予防等支援事業 ▲34					
9	高齢者介護予防推進事業費	744,083	▲ 34,000	710,083	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)					
10	介護保険低所得者利用負担対策事業費	15,179	▲ 5,211	9,968	・社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業 ▲5,208					
11	新たな共助の仕組みづくり推進事業費	86,357	▲ 849	85,508	・くにびき学園運営事業 ▲698 ・健康福祉祭運営事業 ▲151					
12	生涯現役社会づくり推進事業費	13,872	▲ 555	13,317	・長寿者等顕彰事業					
13	軽費老人ホーム運営事業費	312,866	▲ 22,174	290,692	・軽費老人ホーム利用料支援等補助					
14	認知症施策推進事業費	81,264	▲ 655	80,609	・認知症介護指導者養成研修事業 ▲654					
15	ケアマネジャー総合支援事業費	5,871	▲ 882	4,989	・介護支援専門員実務研修受講試験運営事業					
16	旧軍人及び未帰還者等援護事業費	30,484	▲ 2,592	27,892	・恩給等調査推進事業 ▲49 ・県遺族連合会助成 ▲1,000 ・戦没者遺族援護事業 ▲1,448					
17	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	298,513	▲ 197,625	100,888	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
18	療養病床再編推進事業費	14,238	▲ 1	14,237	・療養病床転換等支援事業					
19	介護職員処遇改善事業費	6,951	▲ 3,482	3,469	・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業					
20	国庫支出金返還金	43,552	84,714	128,266	・過年度補助金等返還金					
21	社会福祉施設等災害復旧費	25,650	0	25,650	・老人福祉施設災害復旧事業					
22	一般職給与費	206,645	▲ 1,751	204,894	・一般職員 28人→28人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,686,076	▲ 170,300	3,515,776	3,246	▲ 2,317	0	52,600	178	▲ 224,007
1	女性相談事業費	78,226	▲ 2,713	75,513	・女性相談員による相談 ▲1,176 ・女性相談センター管理費 85 ・女性のつながりサポート相談事業 ▲110 ・性犯罪・性暴力被害者支援事業 ▲951					
2	DV被害者等保護事業費	39,745	2,792	42,537	・一時保護事業 203 ・一時保護所運営費 2,589					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	97,409	▲ 16,340	81,069	・児童相談所運営費 ▲9,735 ・子どもと家庭電話相談 ▲1,663 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 ▲1,297 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 ▲7,207 ・児童相談システム整備事業 4,055					
4	施設入所児童支援事業費	1,423,226	▲ 64,223	1,359,003	・児童養護施設等入所児童自立支援事業 1,250 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 ▲27 ・児童養護施設措置事業 ▲36,679 ・乳児院措置事業 17,343 ・児童心理治療施設措置事業 ▲7,676 ・自立援助ホーム入所委託事業 6,197 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 ▲12,715 ・わかたけ学園関係事業 ▲18,851 ・児童養護施設整備事業 ▲4,217 ・児童福祉施設等環境改善事業(児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業等) ▲4,644					
5	里親委託児童支援事業費	193,435	▲ 257	193,178	・里親措置事業 ▲2,377 ・里親支援センター事業 2,288 ・里親支援事業 ▲14 ・里親育成事業 ▲154					
6	子どもと家庭特定支援事業費	646,410	▲ 23,885	622,525	・児童相談所一時保護事業 ▲23,389					
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	1,028	609	1,637	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業					
8	母子家庭等経済支援事業費	15,885	920	16,805	・母子父子寡婦福祉資金貸付					
9	母子家庭等自立支援事業費	16,910	▲ 1,665	15,245	・ひとり親家庭学習支援(市町村補助) ▲1,664					
10	困難を有する子ども・若者支援事業費	16,557	▲ 2,172	14,385	・子ども若者自立支援総合推進事業					
11	青少年を健やかに育む意識向上事業費	6,314	▲ 99	6,215	・児童福祉啓発事業 ▲96					
12	国庫支出金返還金	85,477	▲ 54,040	31,437	・過年度補助金等返還金					
13	一般職給与費	1,035,682	▲ 9,227	1,026,455	・一般職員 135人→135人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,763,694	▲ 530,542	10,233,152	▲ 99,198	1,376	0	▲ 67,900	27,969	▲ 392,789
1	結婚支援事業費	190,351	▲ 31,407	158,944	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 ▲11,968 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 ▲1,903 ・しまね縁結びサポート企業等支援強化事業 ▲1,300 ・地域少子化対策重点推進交付金事業 ▲16,236					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	185,784	51,327	237,111	・しまね結婚・子育て市町村交付金 51,398 ・子育て情報発信事業 ▲71					
3	みんなで子育て応援事業費(こっころ事業)	19,175	0	19,175	・みんなで子育て応援施設設備整備事業					
4	子育てに関する経済負担対応事業費	1,592,564	▲ 4,431	1,588,133	・第1子・第2子保育料軽減事業 ▲32,124 ・第3子以降保育料軽減事業 ▲8,357 ・児童手当交付事業 42,508 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 ▲6,458					
5	保育所等運営支援事業費	6,560,050	▲ 368,898	6,191,152	・保育所等給付費等 ▲265,462 ・保育士人材確保等事業 ▲8,504 ・保育対策総合推進事業 ▲94,297 ・保育所等の指導 267 ・小規模民間保育所運営対策事業 ▲3,116 ・私立学校等支援事業 3,296 ・保育施設への物価高騰対策支援事業 ▲966					
6	地域の子育て支援事業費	1,574,348	▲ 60,931	1,513,417	・地域の子育て支援事業					
7	放課後児童クラブ支援事業費	258,198	▲ 115,926	142,272	・放課後児童クラブ拡充支援事業 ▲10,819 ・放課後児童クラブ施設整備事業 ▲92,162 ・放課後児童クラブ機能向上事業 ▲6,143 ・放課後児童支援員等確保対策事業 ▲6,745 ・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業 ▲57					
8	一般職給与費	135,220	▲ 276	134,944	・一般職員 18人→18人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
障がい福祉課		12,745,566	▲ 266,519	12,479,047	▲ 347,302	0	0	▲ 56,200	▲ 11,186	148,169
1	障がい者自立支援給付制度運営事業費	32,887	462	33,349	障がい者相談支援従事者等研修事業 796					
2	障がい者相談事業費	44,476	▲ 747	43,729	高次脳機能障がい者支援事業 ▲140 ・精神障がい者地域生活移行支援事業 ▲607					
3	障がい者施設等整備事業費	330,447	▲ 180,516	149,931	障がい者福祉施設等整備事業					
4	障がい者地域生活支援事業費	922,002	▲ 22,748	899,254	県障がい者地域生活支援事業 ▲3,244 ・エネルギー価格・物価高騰対策事業 ▲19,504					
5	障がい者自立支援給付事業費	5,514,593	18,862	5,533,455	障がい者介護給付等事業 19,663 ・療養介護医療給付事業 ▲801					
6	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,502,675	▲ 2,853	2,499,822	障がい者自立支援医療給付事業 86,465 ・福祉医療費助成事業 ▲89,318					
7	障がい児施設等給付費	1,628,923	▲ 12,039	1,616,884	障がい児通所給付費等精算交付 ▲6,567 ・障害児安全安心対策事業 ▲7,200 介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査等 1,800					
8	障がい者利用施設運営事業費	163,654	4,077	167,731	障がい者サポート体制強化事業 3,955 ・聴覚障害者情報センター運営事業 122					
9	子ども発達支援事業費	285,172	▲ 6,568	278,604	障がい児等療育支援事業 659 ・重症心身障がい児者サービス基盤整備事業 ▲6,763 子どもの心の診療ネットワーク事業 ▲464					
10	障がい者就労支援事業費	174,055	▲ 12,082	161,973	障がい者就労移行推進事業 ▲2,839 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 ▲9,243					
11	障がい者手当等給付事業費	196,543	▲ 4,000	192,543	心身障害者扶養共済給付事業					
12	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	528	433	961	身体障がい者等用駐車場利用証制度					
13	心と体の相談センター運営費	65,436	▲ 29,075	36,361	心と体の相談センター運営費 ▲2,291 ・ひきこもり支援センター事業 ▲7,795 精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) ▲583 ひきこもり支援地域体制整備事業 ▲17,724					
14	精神保健推進事業費	50,494	▲ 12,250	38,244	自死総合対策事業 ▲10,892 ・精神保健対策費 ▲565					
15	精神医療提供事業費	102,042	2,221	104,263	精神保健医療費 2,902					
16	国庫支出金返還金	46,340	▲ 7,449	38,891	過年度補助金等返還金					
17	一般職給与費	260,343	▲ 2,247	258,096	一般職員 34人→34人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課		1,394,881	▲ 419,896	974,985	5,927	0	▲ 8,006	0	▲ 3,471	▲ 414,346
1	感染症予防対策推進事業費	85,754	1,872	87,626	・感染に係る相談・検査事業 ▲312 ・感染症発生動向調査事業 1,507 ・感染症予防事業 ▲681 ・予防接種事故対策費 1,454 ・肝疾患診療地域連携体制強化事業 120					
2	感染症の医療体制整備事業費	301,799	▲ 37,457	264,342	・感染症指定医療機関運営費 ▲19,760 ・新型インフルエンザ等対策費 ▲19,922 ・感染症医療費公費負担 2,225					
3	結核対策推進事業費	26,815	1,939	28,754	・結核医療費公費負担事務 190 ・結核に関する健康診断事業 3,652 ・結核適正医療確保事業 ▲1,771 ・結核登録者健康管理事業 250 ・結核予防事業 ▲382					
4	エイズ予防対策推進事業費	2,341	▲ 861	1,480	・エイズ治療拠点病院等研修・人材養成、治療ケア促進事業、普及啓発活動					
5	医薬品等の安全確保事業費	155,015	▲ 5,713	149,302	・薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業 ▲5,712					
6	食品衛生対策推進事業費	82,626	▲ 11,378	71,248	・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務					
7	動物管理等対策事業費	40,124	▲ 1	40,123	・動物保護管理等対策事業					
8	水道施設・水道水質の維持管理事業費	5,126	▲ 4	5,122	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事業 ▲35 ・水道広域化・基盤強化推進指導・監督事業 97					
9	生活衛生団体等の育成事業費	29,521	659	30,180	・監視指導事務 679					
10	国庫支出金返還金	389,300	▲ 366,192	23,108	・過年度補助金等返還金					
11	公衆衛生諸費	4,785	▲ 1	4,784						
12	環境衛生諸費	9,385	▲ 1	9,384						
13	一般職給与費	238,813	▲ 2,758	236,055	・一般職員 32人→32人					

□繰越明許費(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和8年度への繰越額	内容	所管課
1	生活保護費の給付事業費	5,121	・生活保護決定・実施事業(平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決に係る追加支給分(県費負担分))	地域福祉課
2	放課後児童クラブ支援事業費	11,000	・放課後児童クラブ施設整備事業	子ども・子育て支援課

□債務負担行為(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	ドクターヘリ運航事業費	令和8年度～令和10年度	98,460	ドクターヘリ運航委託費	医療政策課

[変更分]

(単位:千円)

	事項	限度額			期間		内容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前	補正後		
1	老人保健施設整備資金借入金利子補給金(平成14年度分の延長分)	4,534	1,916	6,450	令和8年度から令和12年度まで	令和8年度から令和13年度まで	老人保健施設の施設整備資金借入金の利子補給金	高齢者福祉課

■令和7年度2月補正予算案(中日提案分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	280,596	▲ 26,785	253,811	▲ 26,961	0	0	0	176	0
1 一般管理費	110,793	▲ 26,150	84,643	・一般管理費					
2 医業費	5,660	▲ 1,260	4,400	・医薬品材料費					
3 一般職給与費	89,188	625	89,813	・一般職員 10人→10人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	62,022,122	12,596	62,034,718	▲ 106,222	218,555	0	0	▲ 99,737	0
1 国民健康保険管理運営費	8,869	▲ 395	8,474	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	51,216,379	639,625	51,856,004	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,276,259	53,144	7,329,403	・後期高齢者支援金					
4 前期高齢者納付金	7,337	3,882	11,219	・前期高齢者納付金					
5 介護納付金	2,254,315	▲ 95,785	2,158,530	・介護納付金					
6 特別高額医療費共同事業拠出金	162,763	▲ 4,574	158,189	・特別高額医療費共同事業拠出金					
7 保健事業費	99,252	▲ 20,495	78,757	・保健事業費					
8 諸支出金	686	200,780	201,466	・過年度補助金等返還金 190,366 ・一般会計繰戻 7,682 ・市町村へ償還・交付 2,732					
9 国民健康保険財政調整基金事業費	194,219	90	194,309	・国民健康保険財政調整基金利子					
10 予備費	767,185	▲ 762,840	4,345	・予備費					
11 一般職給与費	33,868	▲ 836	33,032	・一般職員 4人→4人					

令和8年4月健康福祉部組織改正の概要について

機関名	改正概要
薬事衛生課	<p>【獣医衛生管理室の設置】</p> <ul style="list-style-type: none">薬事衛生課及び保健所における獣医師が関わる衛生業務について体制を強化するため、「獣医衛生管理室」を出雲市内に設置

第二次島根県再犯防止推進計画（案）について

1. 計画の概要

(1) 改定の趣旨

- ・令和3年6月に策定した現行の第一次計画が本年度末で終期を迎えるため、国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、第二次計画を策定するもの
- ・第一次計画の取組を踏まえ、引き続き、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るため、関係機関・団体と連携しながら取り組むべき事項を定めた計画として策定

(2) 位置付け

- ・再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として策定する計画

(3) 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度（5年間）

2. 主な内容（別添 計画案）

(1) 基本方針

- ・地域における「息の長い支援」
- ・支援者間の連携、協働
- ・民間協力者の理解、支援活動の促進

(2) 重点課題（取り組む施策）

- ・就労・住居の確保等
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等
- ・犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ・民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ・地域による包摂の推進

3. 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

- ・実施期間 令和7年12月25日から令和8年1月26日まで
- ・実施方法 県ホームページ・県政情報センター等での閲覧
郵送、ファックス、電子メールによる意見提出
- ・意見数 7件（うち1件は国に対するもの）。県に対するご意見と対応については、別紙のとおり

4. スケジュール

令和8年 2月	第3回策定委員会（計画案の審議）
3月	環境厚生委員会に報告 計画策定・公表

素案に対するパブリックコメントのご意見に対する県の考え

A:計画(案)へ反映したもの B:ご意見の趣旨は既に計画(案)に盛り込まれているもの C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応	区分
1	就労・住居の確保等のための取組について	再犯者の7割が再犯時に無職と言われているので、就労支援と住まいの確保が課題であると考えます。	<p>就労支援については、求職者等の状況に応じた支援について記載しています。(計画案P 1 2 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと連携し、職業能力開発施設等において、求職者が就職に必要な技術、専門知識等を習得するための職業訓練を実施します。 ・しまね若者サポートステーションを設置し、若年無業者等に対し、職業相談から就労体験、フォローアップまで一貫した支援を行います。 ・ミドル・シニア仕事センターを設置し、求職中の中高年齢者(概ね45歳以上)に寄り添った伴走型の就労支援を行います。 ・レディース仕事センターを設置し、求職中の女性に寄り添った伴走型の就労支援を行います。 ・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する相談のほか、職業準備訓練及び職場実習のあっせん等、地域の中で自立した生活を送るための支援を実施します。 <p>住まいの確保については、賃貸住宅への円滑な入居のための取組を記載しています。(計画案P 1 7 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅は、既に連帯保証人制度を廃止しており、また緊急連絡先は申込時に任意で記入を求めることとします。 ・島根県居住支援協議会を通じて宅地建物取引業者、居住支援団体等と連携し、連帯保証人を求めない民間賃貸住宅の確保を推進します。 	B

No	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応	区分
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組について	<p>高齢者の再犯率が高い現状から、無年金者が必要な福祉・医療サービスが受給できるようにする。</p> <p>また、孤立が問題であるので、居場所づくりを行う。</p>	<p>福祉サービス等の利用に向けては、生活保護の利用等が考えられ、福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関などによる支援について記載しています。（計画案P 19参照）</p> <p>・生活困窮者等に対する相談支援として、各福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関において、犯罪をした者等の個別の状況に応じた包括的な相談支援を実施するほか、支援従事者研修等を通じ、更生支援に対する知識の習得や更生支援への理解・協力の促進等を図ります。</p>	B
			<p>居場所づくりについては、計画中の県の取組に記載しているところですが、よりわかりやすい表現に修正します。（計画案P 19参照）</p> <p>〔修正前〕</p> <p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p> <p>〔修正後〕</p> <p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で<u>社会的な役割を持つこと、孤立を防ぐために身近な高齢者サロンや通いの場への参加を促すなど</u>、いきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p>	A

No	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応	区分
3	犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組について	非行防止教室の実施	<p>青少年の非行防止等の取組として島根法務少年支援センターが行っている講演・研修会等の講師派遣を記載しています。(計画案P25参照)</p> <p>・非行や子育ての問題、思春期の子供への指導方法等について説明を行います。また、学校の児童や生徒を対象とし、非行少年に関する司法手続や処分の種類・内容等に関する法教育の出前授業を行っています。</p>	B
4	犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組について	相談窓口の設置	<p>再度非行に走る可能性が認められる少年の相談支援や暴力団員の離脱に向けた相談支援について記載しています。(計画案P26参照)</p> <p>・少年に対する支援として、県内の少年サポートセンターにおいて、過去に非行少年として取扱いのあった者のうち、再度非行に走る可能性が認められる者に対し、関係機関と連携しながら、個別の事情に応じた立ち直り支援を実施していきます。</p> <p>・暴力団員の社会復帰に対する支援として、島根県暴力追放県民センターや矯正施設、保護観察所等の関係機関と相互に連携し、暴力団員の離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。また、暴力団離脱者の安定した雇用の場を確保するために、その受け入れに賛同する企業等の開拓確保に努めていきます。</p>	B
5	地域の包摂の推進のための取組(国・民間団体等との連携強化)について	国と地方自治体との役割分担を明確にして、相互に連携しながら再犯防止に取り組む。	第二次再犯防止推進計画では、国や民間団体等の取組も記載し、見える形としたところです。この計画を基に関係機関が連携しながら再犯防止の取組を進めていきます。	B
6	計画の推進体制について	推進体制(推進委員会)に、更生保護の現場である「更生保護施設しらふじ」の参加を得るべき。それによって、計画が実り多いものになると考える。	更生保護に関係する団体には更生保護施設以外にも複数のボランティア団体があります。これらの団体についても、推進委員会のメンバーである「松江保護観察所」が所管しており、常時連携がとられています。	B

国民健康保険料の滞納等の状況について

(R7.10.1現在)

市町村名	被保険者数	加入世帯数	うち保険料滞納世帯		
			滞納割合	特別療養費支給対象世帯	
松江市	28,760	20,720	2,581	12.5%	124
浜田市	7,784	5,803	300	5.2%	21
出雲市	26,123	17,920	1,456	8.1%	107
益田市	7,357	5,272	268	5.1%	13
大田市	5,490	3,942	238	6.0%	12
安来市	5,660	3,947	237	6.0%	38
江津市	3,650	2,740	90	3.3%	12
雲南市	5,709	4,069	116	2.9%	8
奥出雲町	1,992	1,436	74	5.2%	5
飯南町	745	541	44	8.1%	2
川本町	481	371	33	8.9%	1
美郷町	695	520	17	3.3%	0
邑南町	1,839	1,357	57	4.2%	0
津和野町	1,306	941	31	3.3%	0
吉賀町	1,031	732	51	7.0%	6
海士町	572	463	7	1.5%	0
西ノ島町	577	432	7	1.6%	0
知夫村	165	126	1	0.8%	0
隠岐の島町	2,488	1,878	93	5.0%	8
県計	102,424	73,210	5,701	7.8%	357

○島根県計の推移

県 計	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	特別療養費 支給対象世帯 または 資格証交付世帯
(R7. 10. 1)	102,424	73,210	5,701	7.8%	357
(R6. 10. 1)	107,352	75,723	5,275	7.0%	346
(R5. 10. 1)	113,094	78,618	5,379	6.8%	334
(R4. 10. 1)	119,650	81,757	5,873	7.2%	430
(R3. 10. 1)	125,242	84,092	7,088	8.4%	344

※ 特別療養費の支給対象（または資格証交付）世帯とは、災害その他特別な事情がないにもかかわらず、長期に渡り保険料を滞納していることにより、療養の給付に代えて特別療養費の支給対象となっている世帯

令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について

国民健康保険の都道府県化に伴い、県は、市町村からの事業費納付金と国公費等を保険診療費の財源としている。

市町村は、県に支払う事業費納付金と独自事業等の財源として、被保険者から保険料を徴収している。

このたび、令和8年度の事業費納付金を算定した。

なお、保険料は、事業費納付金及び市町村独自事業等のほか、基金、剰余金などの状況を勘案して市町村が定めるため、必ずしも事業費納付金と同様の動向とはならない。

1. 被保険者数等

	R 7	R 8	増減 (増減率)
被 保 険 者 数 (人)	1 0 2, 0 0 2	9 7, 8 5 1	△ 4, 1 5 1 (△ 4. 1%)
1 人 当 たり 診 療 費 (円)	5 6 0, 3 7 8	5 6 9, 4 1 0	9, 0 3 2 (+ 1. 6%)
診 療 費 総 額 (億 円)	5 7 1. 6	5 5 7. 2	△ 1 4. 4 (△ 2. 5%)

※いずれも事業費納付金算定時の推計値

2. 納付金総額

(単位：億円)

	R 7	R 8	増減額 (増減率)
医 療 分	1 1 5. 0	1 1 1. 0	△ 4. 0 (△ 3. 5%)
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	3 4. 8	3 4. 5	△ 0. 3 (△ 0. 9%)
介 護 納 付 金 分	1 0. 4	1 0. 9	0. 5 (+ 5. 2%)
子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 分	—	3. 4	皆 増
合 計	1 6 0. 2	1 5 9. 8	△ 0. 4 (△ 0. 3%)

※市町村ごとの納付金額は別紙のとおり

3. 1人当たり納付金額

(単位：円／人／年)

	R 7	R 8	増減額 (増減率)
医 療 分	1 1 2, 7 7 9	1 1 3, 4 2 9	6 5 0 (+0. 6%)
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	3 4, 0 7 8	3 5, 2 3 2	1, 1 5 4 (+3. 4%)
介 護 納 付 金 分	3 5, 0 5 7	3 7, 4 7 8	2, 4 2 1 (+6. 9%)
子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 分	—	3, 6 6 6	皆 増
合 計	1 5 7, 0 6 3	1 6 3, 2 9 7	6, 2 3 4 (+4. 0%)

※合計は、総額を被保険者数で除しているため、各項目の合計と一致しない。

4. 増減の要因

- ・医療分については、1人当たり診療費の伸びにより1人当たり納付金額は増加したものの、被保険者数の大幅な減少により納付金総額は減少した。
- ・後期高齢者支援金分、介護納付金分については、全国的な後期高齢者等の増加に伴い、1人当たりの負担額が増加した。
- ・子ども・子育て支援金分については、令和8年度から新たに医療保険者が徴収することとなった。

※ 表中の係数については、それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものがある。

令和8年度 国民健康保険事業費納付金

(単位:円)

	令和7年度 納付金合計	令和8年度 納付金合計					増減率 (B/A-1)
	(A)	(B)	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	
松江市	4,649,278,064	4,624,593,052	3,183,279,851	1,008,758,872	334,054,241	98,500,088	▲ 0.5%
浜田市	1,189,795,730	1,186,622,209	839,920,941	247,011,213	75,454,448	24,235,607	▲ 0.3%
出雲市	4,233,584,923	4,240,030,632	2,928,374,727	912,783,073	309,905,624	88,967,208	0.2%
益田市	1,046,837,606	1,049,271,233	717,250,233	236,068,388	72,888,726	23,063,886	0.2%
大田市	825,751,470	793,036,701	557,779,779	168,327,693	50,403,402	16,525,827	▲ 4.0%
安来市	865,304,964	846,192,870	589,381,213	184,140,280	54,599,253	18,072,124	▲ 2.2%
江津市	579,846,620	576,891,940	421,586,556	111,275,809	33,046,647	10,982,928	▲ 0.5%
雲南市	867,480,256	868,999,940	606,979,920	188,472,976	55,042,068	18,504,976	0.2%
奥出雲町	302,135,684	294,322,588	206,707,700	63,949,041	17,385,573	6,280,274	▲ 2.6%
飯南町	119,061,844	120,013,144	86,274,276	23,964,836	7,427,142	2,346,890	0.8%
川本町	73,081,701	74,297,352	54,161,678	14,478,638	4,225,438	1,431,598	1.7%
美郷町	103,314,852	106,438,687	78,803,508	20,864,141	4,734,366	2,036,672	3.0%
邑南町	257,371,661	260,327,787	177,917,250	58,633,834	18,041,237	5,735,466	1.1%
津和野町	186,470,930	191,788,794	135,977,986	40,400,480	11,425,552	3,984,776	2.9%
吉賀町	147,125,922	143,917,180	99,824,703	32,232,430	8,699,392	3,160,655	▲ 2.2%
海士町	81,401,281	107,750,010	75,659,690	23,941,546	5,785,220	2,363,554	32.4%
西ノ島町	88,085,512	86,093,876	58,405,700	20,421,601	5,267,430	1,999,145	▲ 2.3%
知夫村	26,201,244	22,133,954	13,228,850	5,854,533	2,485,873	564,698	▲ 15.5%
隠岐の島町	378,656,854	386,078,818	267,654,014	85,949,890	24,015,651	8,459,263	2.0%
県計	16,020,787,118	15,978,800,767	11,099,168,575	3,447,529,274	1,094,887,283	337,215,635	▲ 0.3%

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R7.12月末時点)	保険料滞納者数 (R7.12月末時点)	滞納割合 (R7.12月末時点)
松江市	59,248	774	1.31%
出雲市	51,926	325	0.63%
益田市	16,851	178	1.06%
大田市	12,958	169	1.30%
安来市	13,325	244	1.83%
津和野町	3,273	43	1.31%
吉賀町	2,487	47	1.89%
邑智郡総合事務組合	7,383	101	1.37%
浜田地区広域行政組合	27,040	157	0.58%
雲南広域連合	21,048	214	1.02%
隠岐広域連合	7,658	68	0.89%
県計	223,197	2,320	1.04%

保険料・利用料減免状況	
令和7年12月末状況 (R7.4~R7.12月)	
保険料減免 適用者数(人)	利用料減免 適用者数(人)
7	2
0	0
1	0
1	0
0	0
0	0
0	0
0	0
3	0
3	0
0	0
15	2

令和6年県計(令和6.12月末)	224,970	2,501	1.11%
令和5年県計(令和5.12月末)	226,330	2,700	1.19%
令和4年県計(令和4.12月末)	227,547	2,821	1.24%
令和3年県計(令和3.12月末)	228,982	3,097	1.35%
令和2年県計(令和2.12月末)	229,121	3,244	1.42%

24	5
20	1
44	10
167	13
305	15

※保険者へ照会

※第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告(月報)より

訪問入浴介護事業所の人員基準欠如への対応について

介護サービス事業者には、人員・設備・運営に関する基準を遵守して事業を運営する法令上の義務があるが、「訪問入浴介護」において、人員基準で求められている「常勤の従業者を1名以上配置する」という要件が満たされていない事業所があることが判明した。

県としても、基準の遵守について、サービスごとの「手引き」を作成して県ホームページに掲載するほか、事業者向け集団指導において注意喚起を行ってきたが、「訪問入浴介護」を提供する事業所の申請・届出における書類審査や、定期的に訪問して行う運営指導において、この件に関する適切な改善指導が行われていなかった。

1. 訪問入浴介護の概要

(1) サービス内容

- ・要介護者の居宅を入浴車等で訪問（1回につき看護職員1名、介護職員2名で実施）し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービス

(2) 人員基準

- ・管理者1名（常勤）
- ・看護職員1名以上、介護職員2名以上（看護職員又は介護職員のうち、1名以上は常勤）

2. 人員基準欠如の状況

- ・現在稼働している5事業所（松江市以外）のうち、2事業所において、「常勤」の職員が配置されていない状況を確認
事業所A（平成12年4月開設） 平成12年4月以降（平成13年4月から平成17年3月を除く）
事業所B（平成12年4月開設） 令和7年12月以降（令和8年3月から適正な配置）

3. 経過・対応

- 令和8年2月24日 県内の1事業所について、県民から人員基準欠如の疑いがある旨の通報あり、状況確認
- 2月25日 状況確認により、通報のあった事業所が基準を満たしていない事実を把握
併せて、県の所管する他の事業所についても同様の状況がないか確認し、他の1事業所についても同様の状況であることを確認
- 2月26日 関係2事業者に対して、適正な体制が確保されるまでサービス提供を見合わせるよう指導

4. 原因

- ・「常勤」は当該事業所においてフルタイムでの勤務が必要だが、「訪問入浴介護」においては、当該事業者においてフルタイムで勤務していれば、当該事業者が運営する他の事業所での勤務も容認されると理解されてきたため。

5. 再発防止策

- ・「常勤」の正しい解釈について、改めて関係事業者に対して周知徹底を行う（対応済）。
- ・「常勤」の要件の確認について、書類審査や運営指導におけるチェックリストを改善する。
- ・保険者が認める基準該当サービス（「常勤」配置不要）での対応を必要に応じて案内する。

令和7年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果（速報値）について

1. 調査の目的

県内の介護・障がい福祉現場における人材の確保の実態や就労働向等を把握し、介護・福祉人材の確保・定着に向け今後求められる施策等について検討するための基礎資料とする。

2. 調査の概要

県内の介護サービス施設・事業所及び障がい福祉サービス施設・事業所を対象に、令和7年9月1日現在でのアンケート調査を実施した。

なお、本調査は3年に一度の周期で実施している。

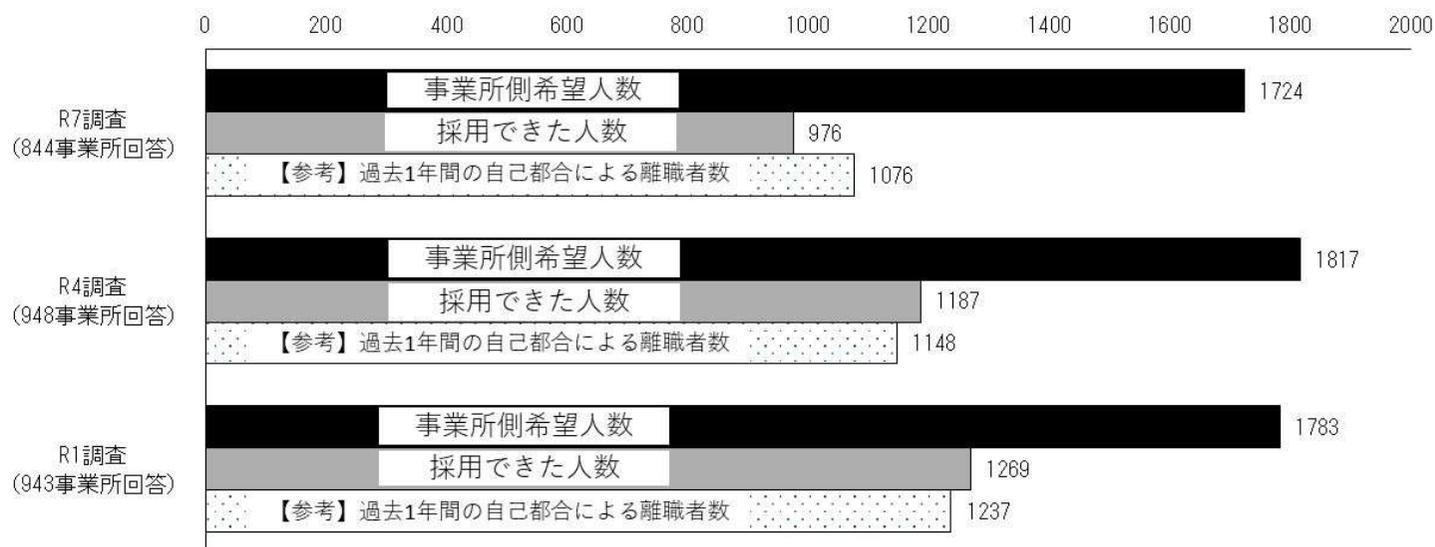
	介護分野	障がい分野
調査実施時期	令和7年11月～12月	
調査対象施設・事業所数	1,132	833
回答施設・事業所数	844	672
回答率	74.6%	80.7%

3. 介護分野の調査結果

(1) 介護職員の採用状況

過去1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間。以下同じ。）の介護職員（介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者、ヘルパー等の直接支援業務に従事する職員や介護支援専門員等）に係る事業所側の希望人数に対して実際に採用できた人数の割合は56.6%となり、令和4年度の65.3%、令和元年度の71.2%に比べてさらに低下している。

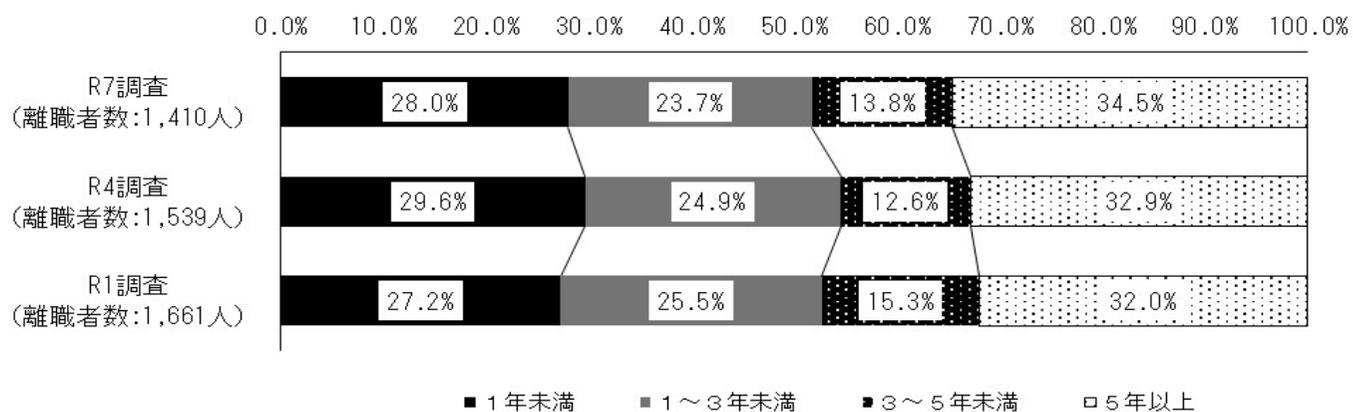
【過去1年間の事業所側希望人数と実際の採用人数（介護職員）】



(2) 全職員の離職状況

過去1年間に自己都合を理由に離職した職員（介護職員以外の職員も含めた全ての職員）の総数は1,410人で、令和4年度と比較すると129人減少している。勤務年数別では、5年以上の職員の割合が34.5%で最も高く、次いで1年未満の職員の割合が28.0%となっている。

【過去1年間の自己都合による離職者の当該事業所での勤務年数】

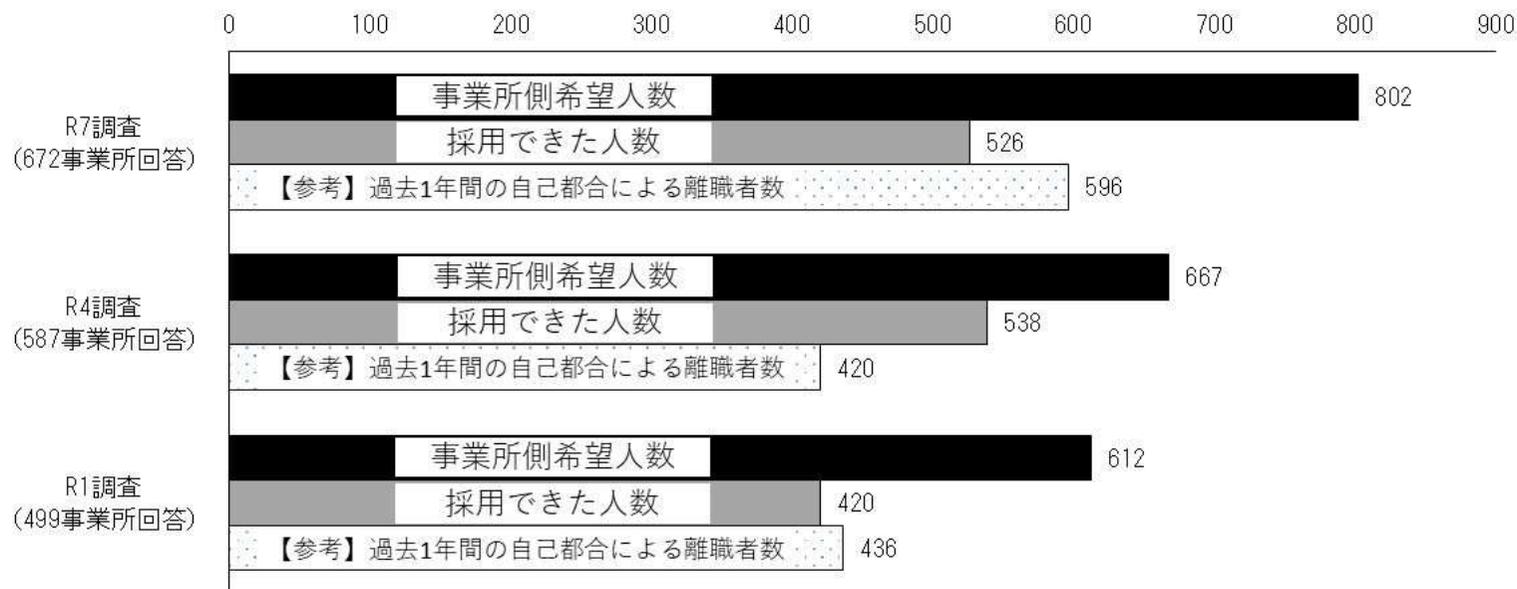


4. 障がい福祉分野の調査結果

(1) 介護職員の採用状況

過去1年間の介護職員（生活支援員、職業指導員、ヘルパー等の直接支援業務に従事する職員やサービス管理責任者等）に係る事業所側の希望人数に対して実際に採用できた人数の割合は65.6%となり、令和4年度の80.7%、令和元年度の68.6%に比べて低下している。令和4年度と比較すると離職者数が増加しており、事業所側の希望人数も増えた一方で、採用できた人数は横ばいとなったため、採用率が低下した。

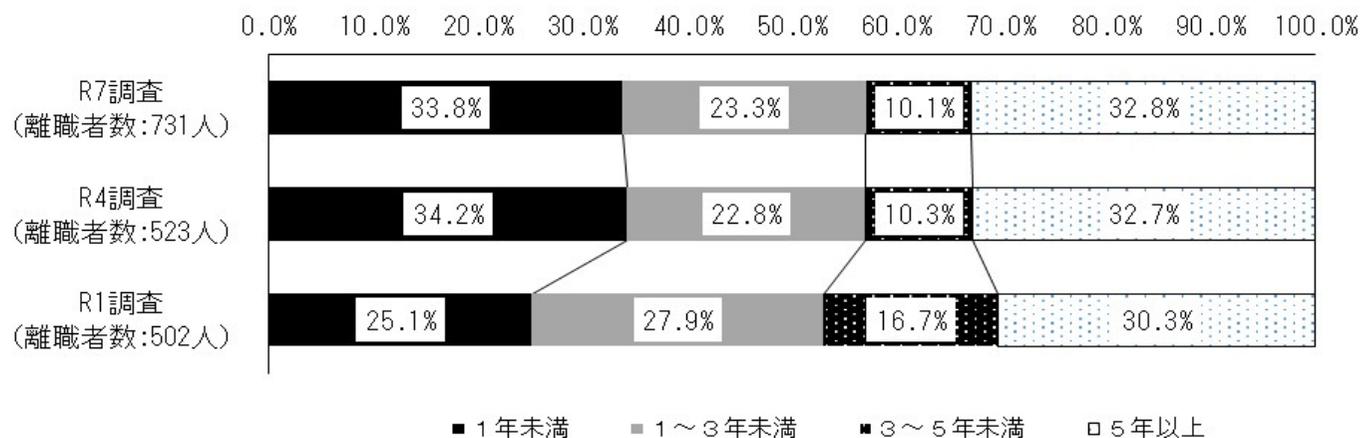
【過去1年間の事業所側希望人数と実際の採用人数（介護職員）】



(2) 全職員の離職状況

過去1年間に自己都合を理由に離職した職員（介護職員以外の職員も含めた全ての職員）の総数は731人で、令和4年度と比較すると208人増加している。勤務年数別では、1年未満の職員の割合が33.8%で最も高く、次いで5年以上の職員の割合が32.8%となっている。

【過去1年間の自己都合による離職者の当該事業所での勤務年数】



島根県DV対策基本計画（第5次改定）（案）について

1. 計画改定の背景

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、『DV防止法』）」に基づく現行計画である「島根県DV対策基本計画（第4次改定）」（令和3年度～令和7年度）の計画期間の満了に伴う見直しを行う。
- (2) DV防止法や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、『困難女性支援法』）」のほか、改正された「刑法」、「民法」などの関連法等を踏まえ、県の目指すべき方向性と具体策、国、県、市町村及び民間団体との連携や協力等について示し、DV対策を総合的に実施するために策定する。

2. 計画の期間

令和8年度～令和10年度（3年間）

- ・本計画と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく県計画である「島根県困難女性支援基本計画」（計画期間令和6年度～令和10年度）は、施策的に関連性が高いことから、次回改定時に一本化するため計画期間の終期を合わせて令和10年度までとする。

3. 計画の概要

- (1) 基本理念（目指す方向）
 - 「DVを生まない社会」
 - 「DV被害者の人権が尊重される社会」
 - 「DV被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会」

(2) 施策（下線は新たな盛り込等）

基本目標	主な内容				
<p>I DVを生まない社会づくり</p> <p>【数値目標】</p> <p>予防教育を実施している学校の割合</p> <table border="1" data-bbox="362 400 741 496"> <tr> <td>R7 現在</td> <td>R10 目標</td> </tr> <tr> <td>70.9%</td> <td>82.5%</td> </tr> </table> <p>*青少年家庭課調べ</p>	R7 現在	R10 目標	70.9%	82.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国、県、市町村、民間団体で構成する法定協議会を設置し、計画の推進と進行管理を実施</u> ・ 若年層への予防教育として、「<u>生命（いのち）の安全教育</u>」を推進 ・ 男性、外国人、高齢者、障がい者、<u>性的マイノリティ</u>等の被害者が相談しやすい環境づくり
R7 現在	R10 目標				
70.9%	82.5%				
<p>II DV被害者の権利擁護</p> <p>【数値目標】</p> <p>DV被害者が相談した割合</p> <table border="1" data-bbox="362 676 741 772"> <tr> <td>R7 現在</td> <td>R10 目標</td> </tr> <tr> <td>50.0%</td> <td>60.0%</td> </tr> </table> <p>*令和7年度島根県男女共同参画に関する県民の意識実態調査</p>	R7 現在	R10 目標	50.0%	60.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見から相談までの確実なつなぎ ・ 相談支援体制の強化と<u>性暴力被害者支援センターと連携した性的DVへの適切な対応</u> ・ <u>被害者のニーズに対応した一時保護委託先の拡充</u> ・ <u>保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化等への対応</u>
R7 現在	R10 目標				
50.0%	60.0%				
<p>III DV被害者の暮らしを支える地域づくり</p> <p>【数値目標】</p> <p><u>法定協議会を設置している市町村数</u></p> <table border="1" data-bbox="362 954 741 1050"> <tr> <td>R7 現在</td> <td>R10 目標</td> </tr> <tr> <td>6市町村</td> <td>全市町村</td> </tr> </table> <p>*青少年家庭課調べ</p>	R7 現在	R10 目標	6市町村	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者の自立支援のために被害者が納得して意思決定ができるよう相談支援員の専門性の向上等による適切な対応 ・ <u>市町村における法定協議会の設置による連携支援体制の充実</u> ・ <u>加害者プログラム等の実施に向けた環境整備</u>
R7 現在	R10 目標				
6市町村	全市町村				
<p>IV 関係機関の連携強化</p> <p>【数値目標】</p> <p>DVセンター（*）、児童相談所、警察の相談対応職員にかかるDV及び児童虐待両方の専門研修受講率</p> <table border="1" data-bbox="362 1241 741 1337"> <tr> <td>R7 現在</td> <td>R10 目標</td> </tr> <tr> <td>61.5%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>*青少年家庭課調べ</p>	R7 現在	R10 目標	61.5%	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画するなど児童虐待対応機関との連携強化 ・ <u>民間団体に対して法定協議会への参加促進、一時保護委託先としての活用検討、研修の相互参加を促進</u> <p>(*) DVセンターとは「配偶者暴力相談支援センター」のことであり、県では女性相談センター（松江・大田）を指す</p>
R7 現在	R10 目標				
61.5%	100.0%				

4. 計画策定スケジュール

- 令和8年2月 県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（代表者会議）にてパブリックコメントの報告・
計画案の審議
- 3月 環境厚生委員会に報告、策定・公表

島根県DV対策基本計画（第5次改定）（素案）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

（注）共通するご意見は集約して記載しています。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
1	<p>第2 島根県におけるDVの現状と第4次改定計画の総括 (2) 第4次改定計画の総括 ○総括 基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合が100%となっているが、<u>出雲市では継続的な支援を必要とする被害者がおられる場合でも、相談者本人との連絡が途絶えるケースがあるため、達成率が100%とはいえない。</u> 	<p>(P10) ご指摘のとおり、継続的な支援が必要な方であっても相談をするかは被害者本人の意思に委ねられるため、相談が途切れる場合もあります。そのため、「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、支援が必要な方のうち何人が継続的に支援されているかという割合ではなく、<u>複合的で多岐にわたる問題を抱えるDV被害者の方に対し、市町村の関係部署が連携して「切れ目のない支援」を提供する仕組みがある市町村の割合によって評価を行っています。</u> <u>調査の結果、継続して支援が必要なDV被害者がいると回答のあった全ての市町村において継続的な支援が行われていることが確認できました。このため、支援体制の整備状況を示す指標として、達成率を100%としています。</u> ご意見を踏まえ、評価指標の定義を、本文に追記いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1070 842 2083 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 842 1579 885">変更前</th> <th data-bbox="1579 842 2083 885">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 885 1579 1364">(新規)</td> <td data-bbox="1579 885 2083 1364"> (P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(新規)	(P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u>
変更前	変更後					
(新規)	(P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
2	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり</p> <p>重点目標②予防教育・普及啓発の充実</p> <p>○予防教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 「被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。」 <p>この文面からだと、<u>DV被害者が暴力を放置、見過ごした結果、被害の継続・深刻化につながる</u>といったように<u>受け取れます</u>。社会の認識としてDVの背景や本質について正しく理解されていないことが問題ではないでしょうか？</p>	<p>(P22)</p> <p>県では、<u>DV被害者や周囲の人々も含む、社会全体がDVの背景や本質について正しく理解し、相談につながる行動をとれるようになることが重要だ</u>と考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、記載を修正するとともに、周囲の人たちも身近な支援者として、できることを行うことが重要であるため、本文に追記いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1070 440 2083 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 440 1581 480">変更前</th> <th data-bbox="1581 440 2083 480">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 480 1581 1375"> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p> </td> <td data-bbox="1581 480 2083 1375"> <p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことで、被害の継続・深刻化につながる場合も<u>あります</u>。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査 (P28 図表7) によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、<u>できることを行うことが求められます。</u></u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p>	<p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことで、被害の継続・深刻化につながる場合も<u>あります</u>。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査 (P28 図表7) によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、<u>できることを行うことが求められます。</u></u></p>
変更前	変更後					
<p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p>	<p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことで、被害の継続・深刻化につながる場合も<u>あります</u>。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査 (P28 図表7) によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、<u>できることを行うことが求められます。</u></u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVを発生させないためには、若年層からの予防教育が欠かせません。<u>学校教育においてデートDVについて知り、健全な人間関係の築き方を学ぶ機会がきちんと確保されるよう働きかけを徹底されたい。</u> 	<p>○県内私立学校において、人権の尊重や、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るため、関係機関と連携して子どもの発達段階に応じた学習活動を実施するよう周知していきます。特に、中学・高校等においては、<u>デートDV予防に係る学習の推進が図られるよう働きかけます。【総務部総務課】</u></p> <p>○全ての児童生徒が、性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力を発達段階に応じて身に付けることができるよう、デートDVの予防を含めた「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組んでいます。 <u>引き続き、児童生徒等が被害に気付くことや被害を予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や、嫌なことをされたら訴えることの必要性等について学校に伝え、多様な指導方法や、取組事例の情報提供を行います。【学校教育課】</u></p> <p>○学校では各教科や特別活動等において、デートDVを含む性に関する指導や人権教育等を児童生徒の発達段階や学校の実態に応じ、学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ながら行っています。また、<u>県教育委員会では管理職や保健主事、養護教諭等を対象とした各種研修においてデートDVに関する内容を取り扱っています。引き続きDVを発生させない予防教育に取り組んでまいります。【保健体育課】</u></p> <p>○人権教育の目標である「自分も大切に、他者も大切にできる」子どもを育成するためにすべての教育活動を通じて人権に関する知識を深めるとともに人権感覚の育成を目指しています。<u>今後も管理職研修や人権教育主任等研修、経験者研修を中心として、自他を尊重する人権教育の重要性について教職員の理解を深め、学校教育における人権尊重の精神を涵養していくよう努めてまいります。【人権同和教育課】</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応						
	(続き)	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 277 2078 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 277 1579 320">変更前</th> <th data-bbox="1579 277 2078 320">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 320 1579 842"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> </td> <td data-bbox="1579 320 2078 842"> <p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 842 1579 1254"> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修</u>を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> </td> <td data-bbox="1579 842 2078 1254"> <p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DVについて理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>	<p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修</u>を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DVについて理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>
変更前	変更後							
<p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>							
<p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修</u>を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、<u>DVについて理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>							

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
4	<p>第4 DV対策に係る具体的取組 (2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護 重点目標⑦加害者更生</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援だけでなく、加害者の行動変容もDV対策においては重要な取組と考えます。再発防止に向けた加害者向けのプログラムやカウンセリング等の具体的な導入実施に取組まれます。 	<p>(P41)</p> <p>加害者プログラムとは、被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムです。</p> <p>県では加害者プログラムは実施していませんが、平成29年に県警、心理、精神医療、県の関係機関が「DV・ストーカー被害者等に対する人身の安全に関する相互協定」を締結し、加害者に対するカウンセリングや医療の提供等による再犯防止に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、加害者プログラムの実施に関しては、2つの課題があると考えています。</p> <p>① 加害者プログラムの実施期間は1年以上の長期間にわたるとされており、全国的にも実施している自治体や機関は少なく、受け皿の確保が難しいこと</p> <p>② 加害者の中には、自身の行為が暴力であるという認識が欠如している者もおり、プログラムの受講が任意である現状では、加害者に受講の必要性を認識させ、動機づけを行うことは困難であること</p> <p>これらのことから、現時点でのプログラム実施は困難ですが、同居を継続せざるを得ない事情のある被害者などに対する支援のためには加害者への介入も重要な視点です。そのため、県は、国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めてまいります。</p> <p>計画中、「加害者更生」を「加害者プログラム」に修正した上で、ご意見を踏まえ、上記現状と課題を本文中に追記するとともに、以下のとおり記載を修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1007 2085 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 1007 1581 1046">変更前</th> <th data-bbox="1581 1007 2085 1046">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 1046 1581 1417"> <p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p> </td> <td data-bbox="1581 1046 2085 1417"> <p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p>	<p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p>
変更前	変更後					
<p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p>	<p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
	(続き)	<table border="1" data-bbox="1057 217 2069 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="1057 217 1576 255">変更前</th> <th data-bbox="1576 217 2069 255">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1057 255 1576 667">【今後の具体的取組】 (新規)</td> <td data-bbox="1576 255 2069 667">【今後の具体的取組】 73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。 <u>(所管)</u> 県警本部</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	【今後の具体的取組】 (新規)	【今後の具体的取組】 73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。 <u>(所管)</u> 県警本部
変更前	変更後					
【今後の具体的取組】 (新規)	【今後の具体的取組】 73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。 <u>(所管)</u> 県警本部					
5	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護</p> <p>○DV被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自立」と「自律」について、「すなわち、被害者が加害者に依存せず安全安心な生活を営むとともに・・・」とあります。<u>被害者は加害者に依存しているのではなく、加害者から支配を受けているので、依存とは異なるように</u>思います。 また、その続きで「自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します」と書かれていますが、「責任を持って判断・行動する」よりも「<u>自己決定ができる状態</u>」が大切なのではないでしょうか？ 	<p>(P46)</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のように記載を修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 807 2083 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 807 1581 845">変更前</th> <th data-bbox="1581 807 2083 845">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 845 1581 1372">DV被害者支援における「自立」とは、<u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u></td> <td data-bbox="1581 845 2083 1372">DV被害者支援における「自立」とは、<u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。)</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u>	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。)
変更前	変更後					
DV被害者支援における「自立」とは、 <u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u>	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。)					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
6	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護</p> <p>○DV被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。」について、<u>市町村も利用できる制度であるか。そうであれば、所管に「市町村」を記載すべきである。</u> 	<p>(P47)</p> <p>DV被害者が民間賃貸住宅へ入居する際、保証人の確保が困難な場合には、民間の家賃債務保証会社等の利用が考えられます。これは、DVセンター（女性相談センター）が支援する案件に限らず、市町村においても被害者への情報提供に努めるべき事項です。そのため、<u>ご指摘のとおり、所管に市町村を追記いたします。</u></p> <p>ほかにも、DV被害者の女性がアパートの賃貸契約や就職、入院などで保証人を必要とする際に活用できる「<u>身元保証人確保対策事業</u>」があります。これは、<u>施設等（女性相談センター一時保護所や母子生活支援施設等）を利用または退所した際に、保証人が得られない場合、施設長等が保証人となる事業です。保証料は国と施設等の措置委託元である都道府県や市町村が折半します。この事業については計画中に記載がありませんでしたので、併せて追記いたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 683 2085 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 683 1579 724">変更前</th> <th data-bbox="1579 683 2085 724">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 724 1579 1377"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p> </td> <td data-bbox="1579 724 2085 1377"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。また、<u>施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p>	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。また、<u>施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p>
変更前	変更後					
<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p>	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供しよう努めます。また、<u>施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p>					

・誤字脱字等指摘箇所については、字句を訂正します。

令和7年度 ひきこもり等に関する実態調査結果について

1. 調査の目的

平成25年度及び令和元年度に民生委員・児童委員の皆様のご協力を得て、「ひきこもり等に関する実態調査」を実施したが、前回調査から6年が経過しており、実態の経年変化や現状等を把握するため再度調査を実施

2. 調査の概要

(1) 調査対象

次に該当するような方を「ひきこもり状態の方等」とする。

- ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にひきこもっている状態の方
 - ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物などで外出することがある方
 - ③ 上記に準じ、無業者など民生委員・児童委員の皆様からみて心配な方、また、家族等から支援などについて相談があった方
- ※ただし、重度の障がい、疾病、高齢等で外出を希望してもできない方を除く。

(2) 調査の基準

令和7年9月現在

(3) 民生委員・児童委員からの回収結果（回収率）

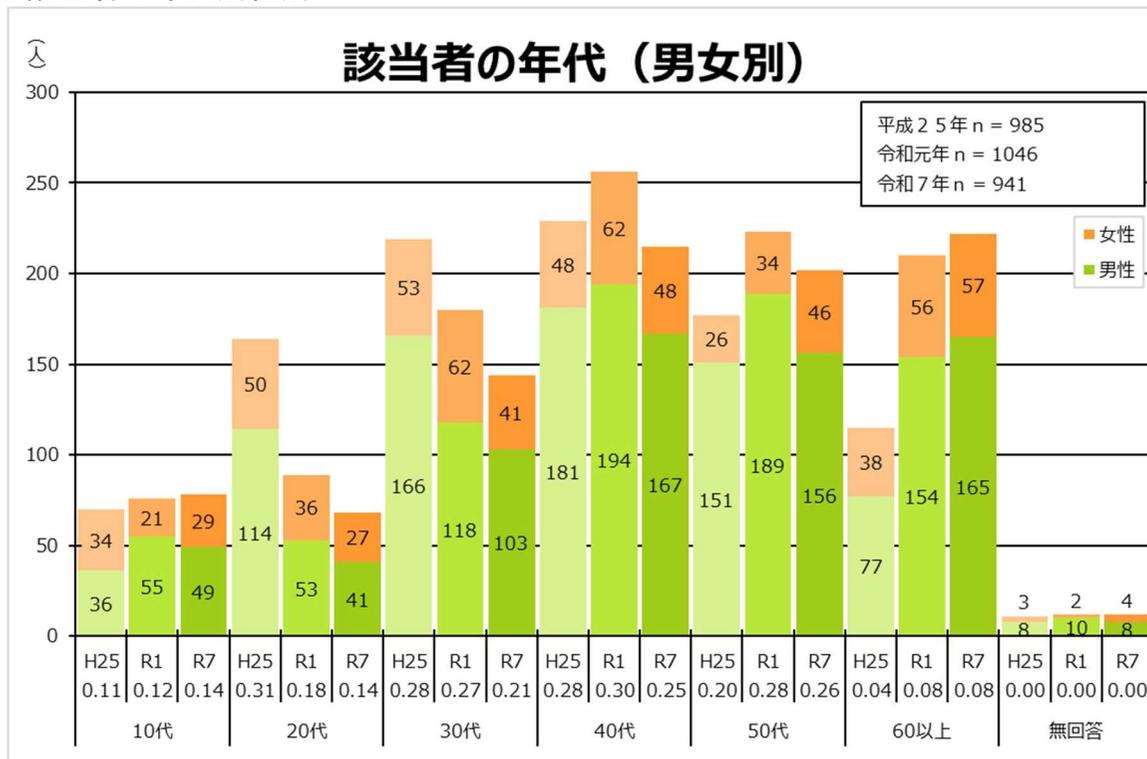
令和7年度	民生委員・児童委員	1,595人	(81.4%)
令和元年度	民生委員・児童委員	1,657人	(83.1%)
平成25年度	民生委員・児童委員	1,632人	(81.2%)

3. 「ひきこもり状態の方等」の該当者の人数

令和7年度	961人	(人口比：0.15%)
令和元年度	1,089人	(人口比：0.16%)
平成25年度	1,040人	(人口比：0.15%)

4. 該当者の実態に関する調査結果

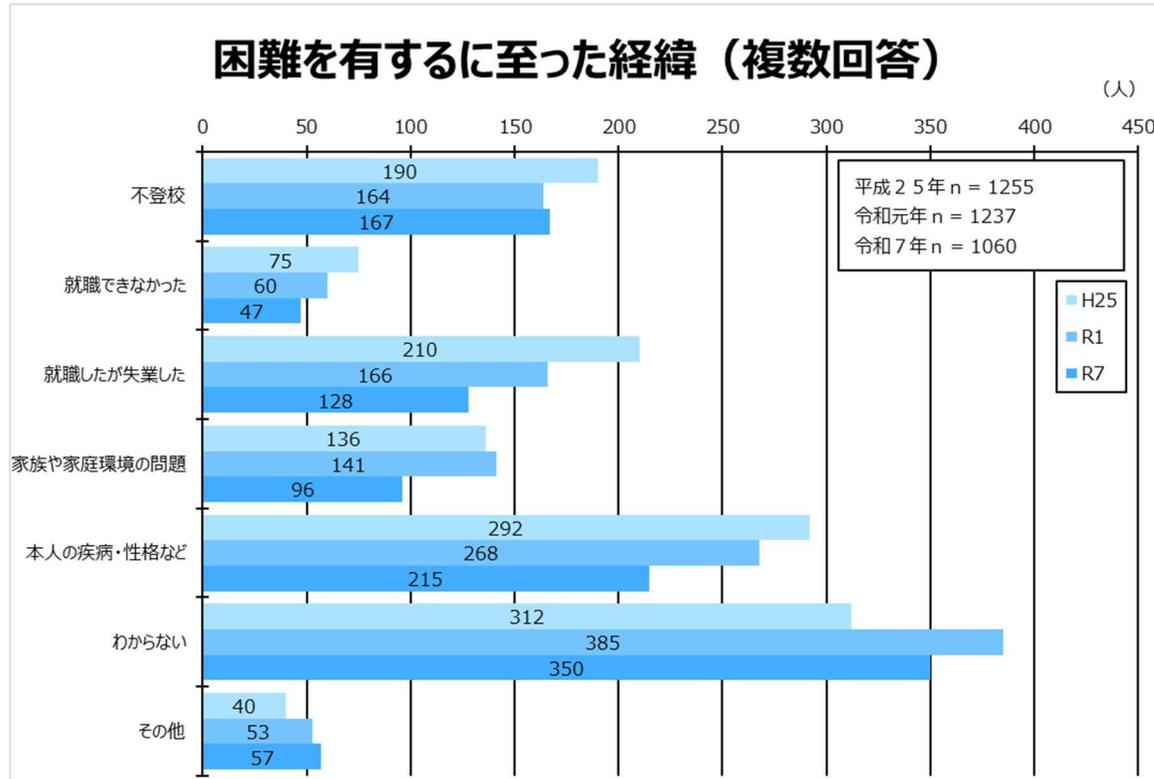
(1) 該当者の年代別性別



対象年齢区分の人口に占める該当者の割合を年度の下に記載（単位は%）

- 20～30代の該当者が減少している。
- 40～50代の該当者が多く、60代以上の該当者が増加してきている。
- いずれの年代も男性が6～7割以上を占めている。

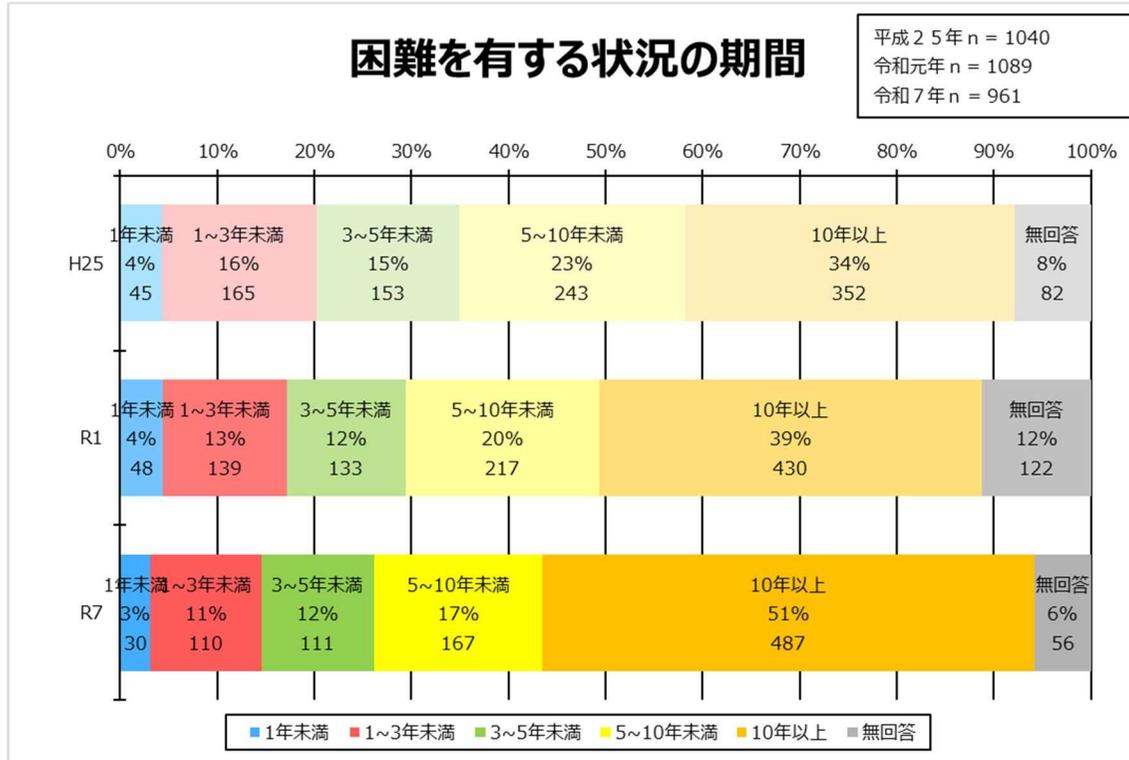
(2) 困難を有するに至った経緯



・「わからない」が最も多く、次いで「本人の疾病・性格など」、「不登校」の順が多い。

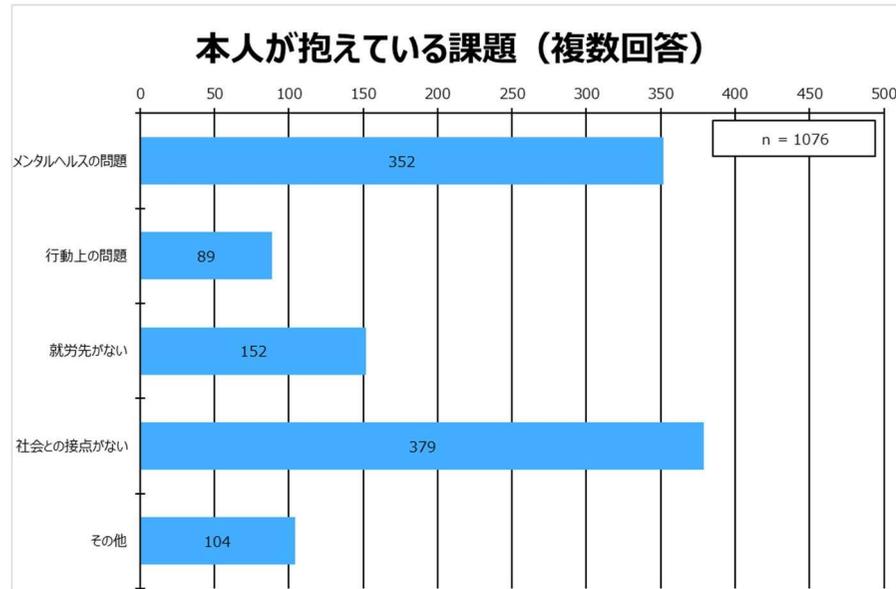
・「就職できなかった」、「就職したが失敗した」が減少している。

(3) 困難を有する状況の期間

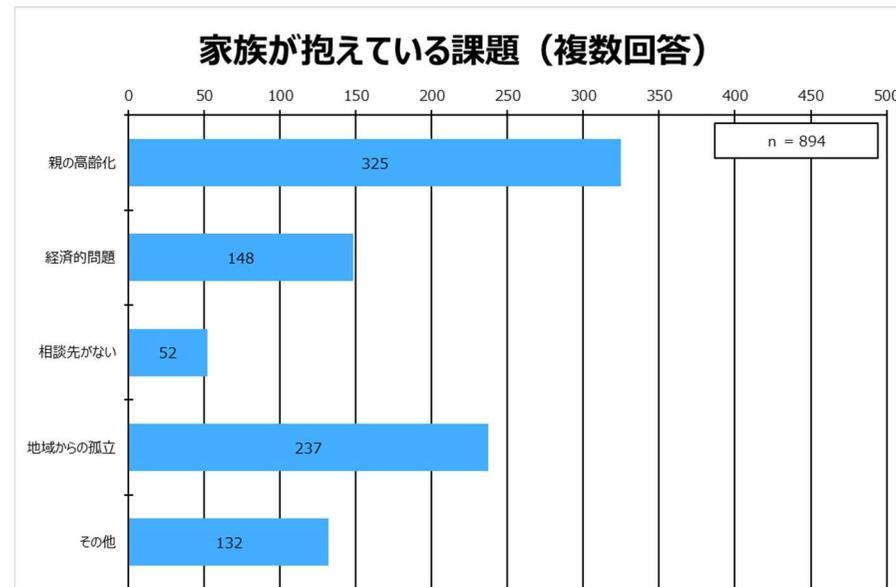


- 平成25年度、令和元年度と比較して、令和7年度は「10年以上」の割合が多くなっており、5割を超えている。
- 「1年未満」、「1~3年未満」、「3~5年未満」、「5~10年未満」は減少している。

(4) 本人及び家族が抱えている課題（令和7年度からの新規調査項目）

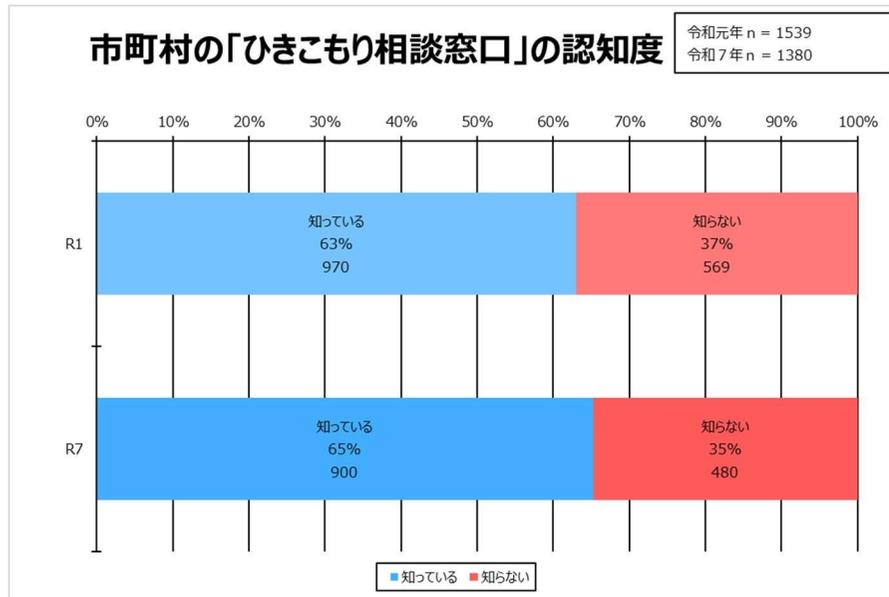


- ・ 本人が抱えている課題としては、「社会との接点がない」、「メンタルヘルスの問題」、「就労先がない」の順に多い。

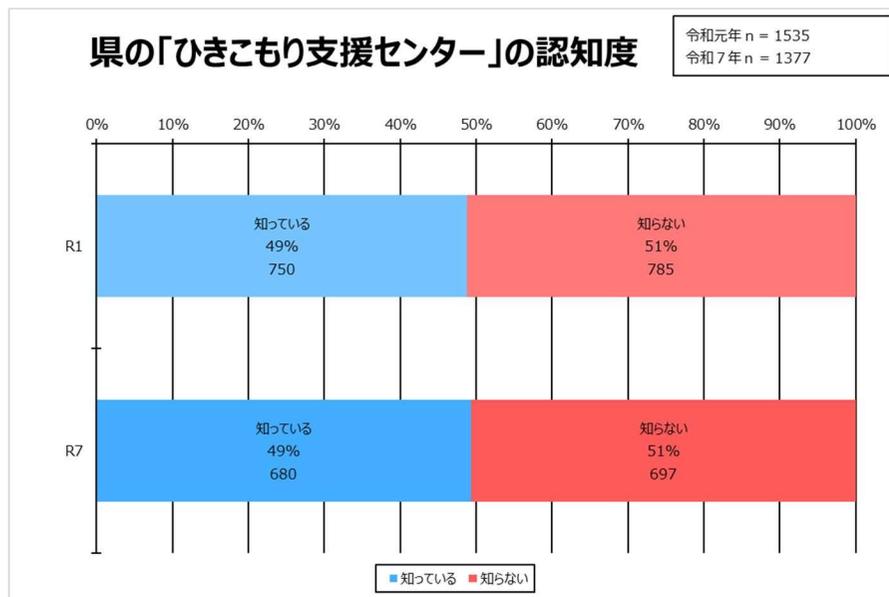


- ・ 家族が抱えている課題としては、「親の高齢化」、「地域からの孤立」、「経済的問題」の順に多い。

5. 民生委員・児童委員の相談窓口の認知度（令和元年度からの新規調査項目）

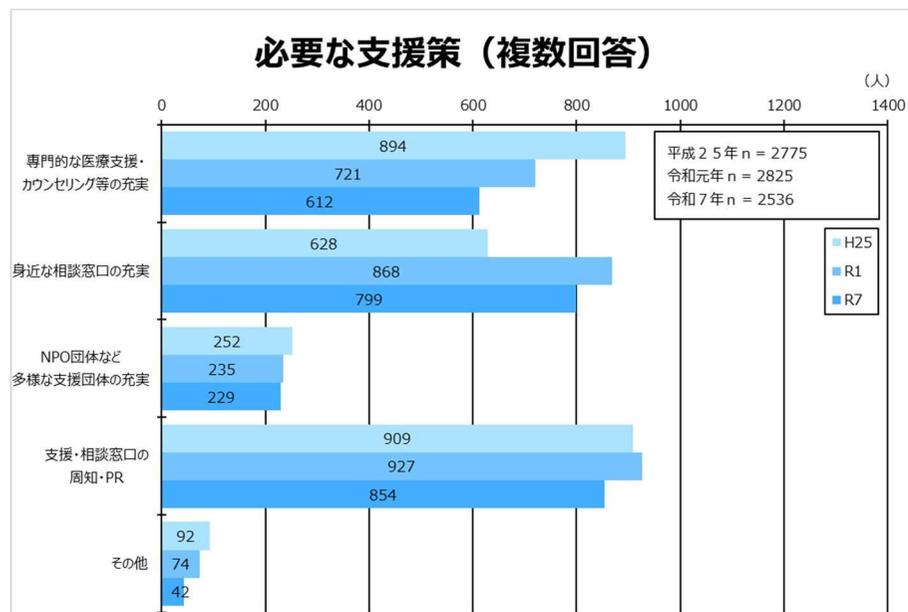


・市町村の「ひきこもり相談窓口」の認知度は、6割程度にとどまっている。



・県の「ひきこもり支援センター」の認知度は5割程度にとどまっている。

6. 民生委員・児童委員が必要だと思う支援策



- ・ 民生委員・児童委員が必要だと思う支援策は、「支援・相談窓口の周知・PR」、「身近な相談窓口の充実」、「専門的な医療支援・カウンセリング等の充実」の順が多い。

7. 調査結果から見えてきた課題

- (1) 20～30代の該当者は減少しているが、40～50代に多く、60代以上は増加しており、該当者が高齢化している現状が窺われる。また、いずれの年代も女性に比べて男性の該当者が多くなっている。
- (2) 困難を有するに至った経緯について「わからない」が最も多く、民生委員・児童委員の方でも把握することが難しい状況がある。
- (3) 困難を有する状況の期間について「10年以上」が増加しており、ひきこもり状態が長期化している現状が窺われる。
- (4) 本人が抱えている課題は「メンタルヘルスの問題」「社会との接点がない」「就労先がない」等が複合しており、家族が抱えている課題についても「親の高齢化」「経済的問題」「地域からの孤立」等が複合し、課題が多重化・複雑化している状況がある。
- (5) 民生委員・児童委員の方の市町村・県のひきこもり相談窓口の認知度が低く、必要な支援策として「支援・相談窓口の周知・PR」や「身近な相談窓口の充実」、「専門的な医療支援・カウンセリング等の充実」を求める声が多い。

8. 今後の対応策

(1) 相談窓口や支援内容の周知強化

- ・「市町村のひきこもり相談窓口」や「ひきこもり支援センター（心と体の相談センター）」、「各保健所（ひきこもり支援センターのサテライト）」の各相談窓口について、市町村の広報誌やSNS、新聞等あらゆる媒体を使い、更なる周知に取り組む。
- ・上記に併せ、「ひきこもり支援センター（心と体の相談センター）」が該当者の社会参加に向けた支援として実施している「小集団グループ活動」や、家族支援として実施している「ひきこもり家族教室」や「専門家（ファイナンシャルプランナー）によるひきこもり家族支援のための家計相談」の周知・広報に努める。

(2) ひきこもり支援体制（関係機関のネットワーク）の構築

- ・教育委員会（不登校対策、フリースクール等）、労働局・ハローワーク・サポステ（就労支援・職業訓練）、民間団体（社会福祉協議会）、医療機関（精神科病院・心療内科）など、ひきこもり支援に関わる多機関との連携の強化を図る。
- ・民生委員・児童委員、学校関係者、一般県民を対象としたひきこもりへの理解や支援等に関する研修会を開催する。

(3) 市町村等が実施するひきこもり対策への支援

- ・市町村が設置するひきこもり地域支援センター等の立上げに係る県補助金の活用を促進する。
- ・県のひきこもり支援センターによる市町村等関係機関へのひきこもり相談支援に関しての技術的支援、支援者研修会を開催する。
- ・県と市町村等関係機関との「ひきこもり支援総合会議」における県・市町村の取組状況などについての情報共有、事例ケースの検討等を行う。